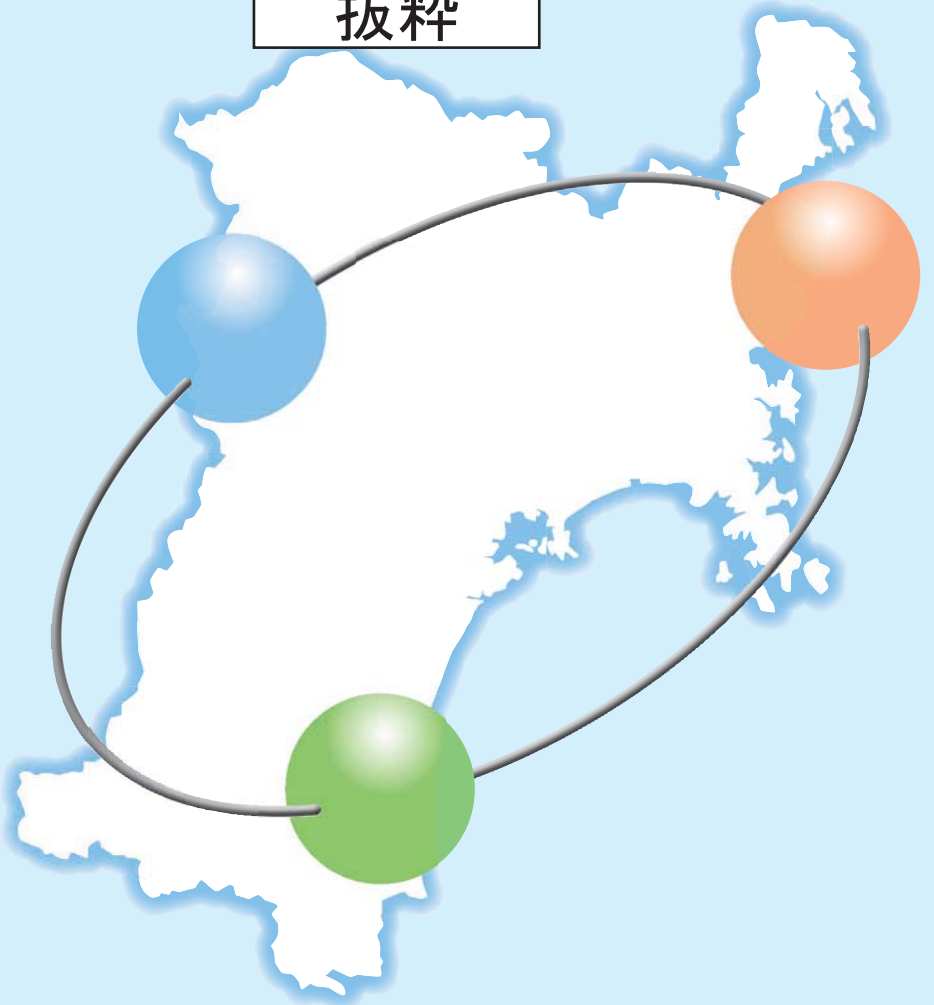




宮城の将来ビジョン

富県共創! 活力とやすらぎの邦づくり^{くに}

抜粋



2007年-2020年
(2017年3月 改定)
宮城県

第4章

宮城の未来をつくる33の取組

県政運営の理念である「富県共創！ 活力とやすらぎの邦くにづくり」を実現するため、3つの政策推進の基本方向に沿って、宮城の未来をつくる33の取組を行います。

富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～

- ① 育成・誘致による県内製造業の集積促進
- ② 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化
- ③ 地域経済を支える農林水産業の競争力強化
- ④ アジアに開かれた広域経済圏の形成
- ⑤ 産業競争力の強化に向けた条件整備

安心と活力に満ちた 地域社会づくり

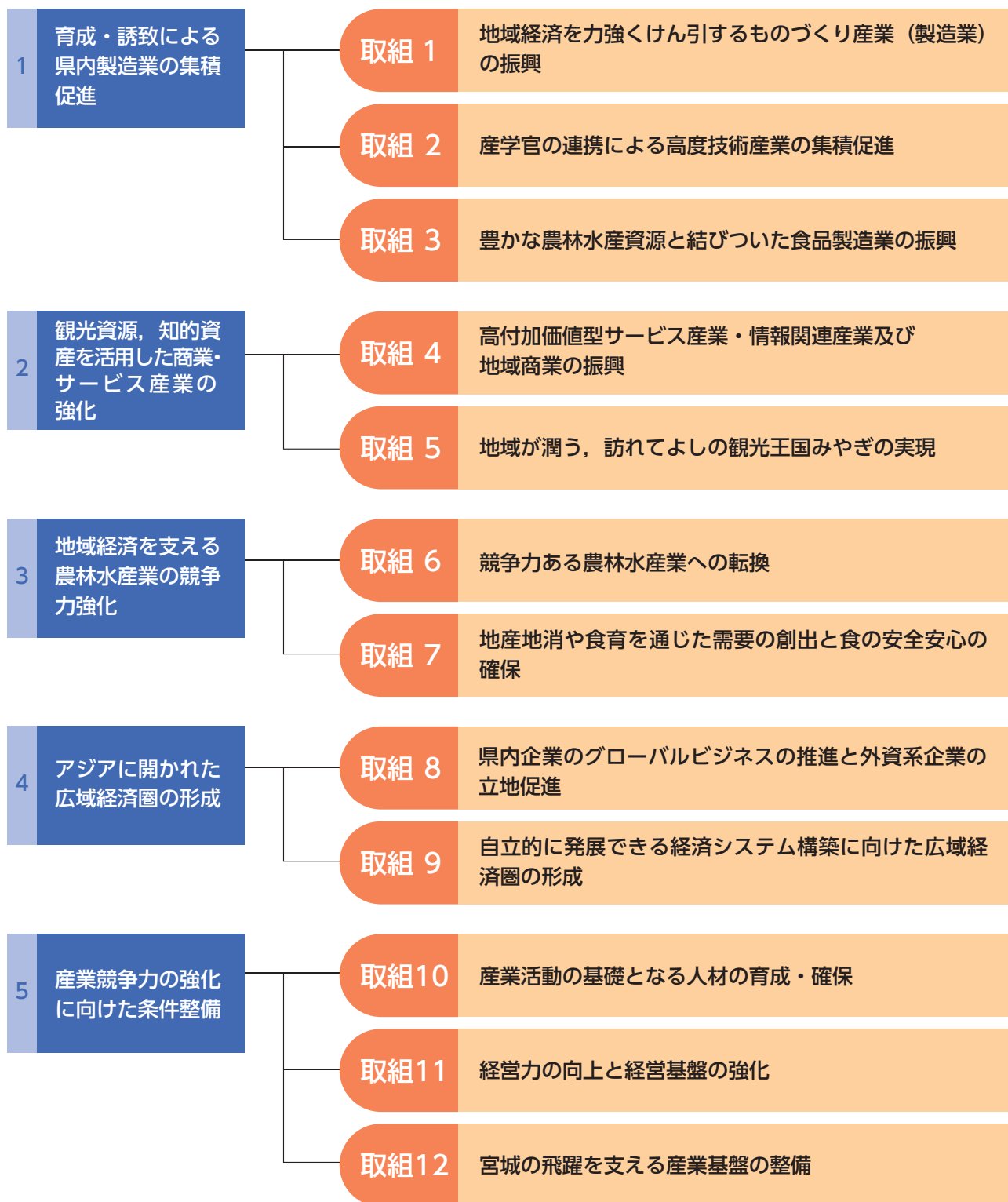
- ① 子どもを生き育てやすい環境づくり
- ② 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり
- ③ 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築
- ④ コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実
- ⑤ だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり

富県共創！
活力とやすらぎの邦くにづくり

人と自然が調和した 美しく安全な県土づくり

- ① 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立
- ② 豊かな自然環境、生活環境の保全
- ③ 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成
- ④ 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり

第1節 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～



5 産業競争力の強化に向けた条件整備

取組 10

産業活動の基礎となる人材の育成・確保

【目指す宮城の姿】

- 産業活動において新たな付加価値を生み出すビジネスモデルを企画立案する人材，その実践を支える人材，さらには，新たな分野へ挑戦する経営や，そのための技術革新を担う人材の育成・定着が進んでいます。
- 職業に関する高い意識や勤労意欲を持つ就労者や学生，起業意欲のある人材が増えています。
- ものづくりを担う人材育成が進み，県内製造業の技術革新を支える中核的な人材が安定的に確保されるとともに，世代交代が円滑に進み，技術が継承されています。



【その実現のために県として行う取組の方向】

- ◇ 社会情勢の変化やグローバル化に対応し，ビジネスチャンスを的確にとらえ，宮城県経済をけん引する次代のリーダーや起業家的人材，地域イノベーション人材の育成と定着促進
- ◇ 企業の競争力向上に資するプロフェッショナル人材に対するニーズの掘り起こしや県内企業への還流
- ◇ 地域商業におけるまちづくりと連携した地域の活性化につながる商店街づくりに向け，安定した経営ができる人材の育成支援
- ◇ 就業者の減少や高齢化に備えた将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成
- ◇ 社会情勢の変化に対応し，地域をけん引するリーダーとなる次代の農林水産業を担う人材・後継者の育成確保の推進
- ◇ 水産加工業など沿岸部を中心に人手不足が深刻化している状況を踏まえた潜在的な求職ニーズの掘り起こしや求人企業とのマッチングなどの強化
- ◇ みやぎ産業人材育成プラットフォームなど，産学官の連携による学校と地域企業が一体となった産業・復興を担う人材の育成推進
- ◇ 子どもたちや若者の発達段階に応じた勤労観や職業観を醸成し，早期離職の抑制や県内就職率の向上に向けて産学官が連携したキャリア教育や志教育の推進
- ◇ 働く意欲のある若者や女性，高齢者の個々のキャリアに応じた就業・雇用環境の整備や能力開発の促進と，女性の活躍促進に取り組んでいる企業における社会的評価の獲得に向けた普及啓発の推進
- ◇ 宮城県の基幹産業である製造業の発展を担うものづくり人材の育成体制の構築

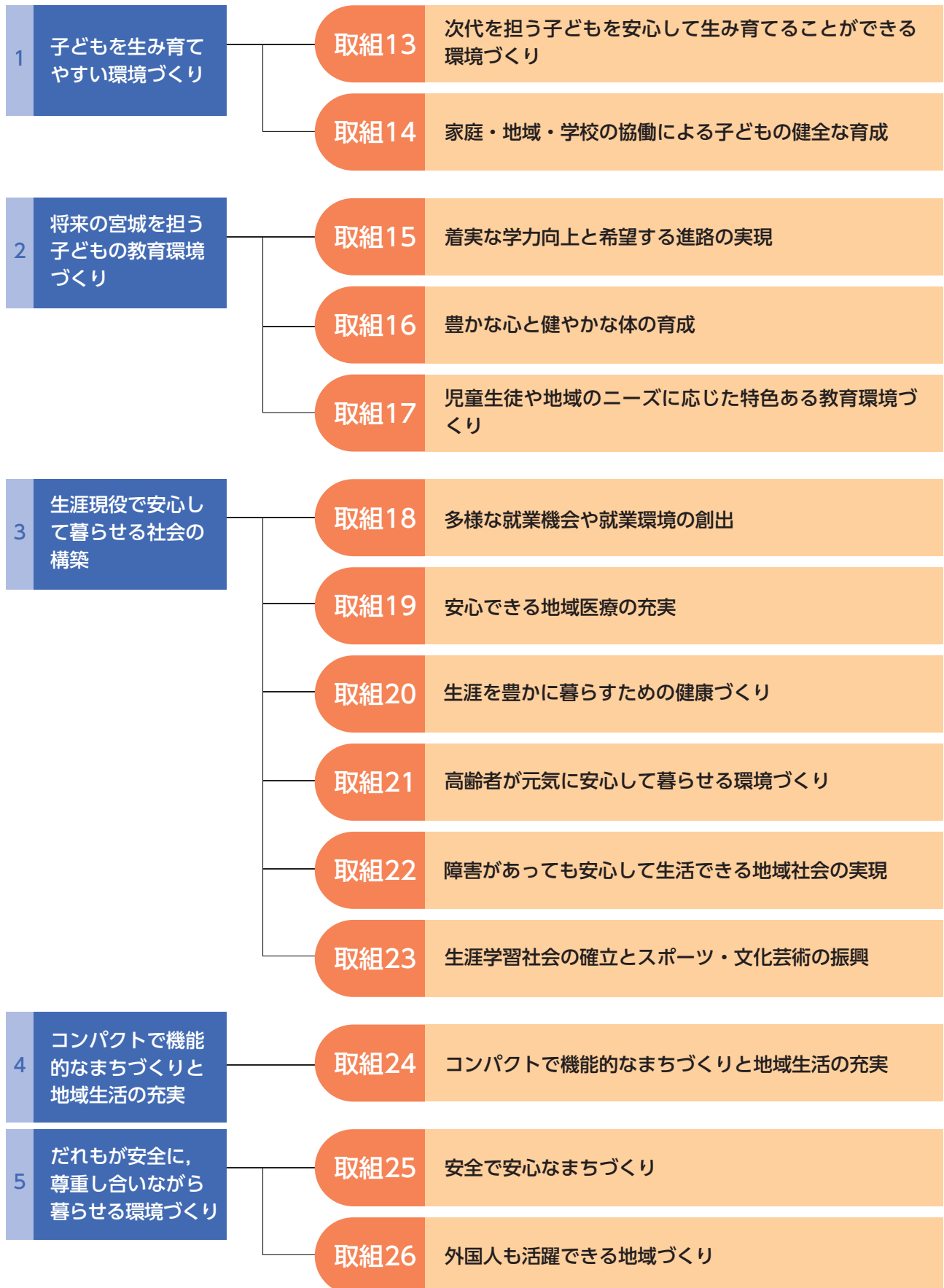
※プロフェッショナル人材=新たな商品・サービスの開発，その販路開拓や，個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて，企業の成長戦略を具現化していく人材。

※みやぎ産業人材育成プラットフォーム=地域産業の中核的な人材を育成するため，産学官の人材育成関係機関等を構成員として設置された連携組織。

※キャリア教育=望ましい職業観や勤労観を身に付けさせ，自己の個性を理解し，主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

※志教育=小・中・高等学校の全時期を通じて，人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い，集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら，将来の社会人としてのより良い生き方を主体的に求めるよう促していく教育のこと。

第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり



取組 17

児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり

【目指す宮城の姿】

- 児童生徒や保護者・地域のニーズ，社会情勢に対応した多様な児童生徒の学習意欲に応える学校教育が着実に展開されています。
- それぞれの学校が保護者や地域住民などの理解や協力を得ながら，その地域の特色に応じた教育を主体的に行っています。
- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育が展開されており，子どもが意欲的に楽しく学んでいます。
- 多様な個性を尊重し，互いに認め合う態度がはぐくまれ，子どもたち一人ひとりの力を最大限に伸ばす教育が展開されています。
- 意欲と能力にあふれる教員が多様な教育課題に的確に対応して質の高い教育を提供しており，魅力あふれる学校づくりを積極的に進めています。
- 安全で快適な学習環境が整備され，児童生徒が安心して学校生活を送っています。



【その実現のために県として行う取組の方向】

- ◇ 少人数学級や少人数指導など，児童生徒の実情に応じたきめ細かな教育活動の充実
- ◇ 県立高校の再編整備や入学者選抜制度改善などの推進による，時代のニーズや教育環境の変化，生徒の多様化・個性化などに応じた魅力ある学校づくりの推進
- ◇ 学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価の充実，地域の人材の積極的な活用やコミュニティ・スクールの促進などによる地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
- ◇ 障害の有無にかかわらず地域の小・中学校で共に学ぶことのできる学習システムづくりなどの特別支援教育の充実
- ◇ 一人ひとりの特性に応じた適切な配慮や支援など，多様な個性が生かされる教育の推進
- ◇ 優秀な教員の確保と，教員の資質能力の総合的な向上・学校活性化を図るための適切な人事評価や教員研修等の充実
- ◇ 学校の耐震化など，安全で快適な教育施設の整備の推進

※コミュニティ・スクール=学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い，学校運営に意見を反映させることで，協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え，「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

第2期

宮城県教育振興基本計画

～志を育み，復興から未来の創造へ～

抜粋

平成29年3月

宮城県・宮城県教育委員会

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

2 計画の目標

「目指す姿」の実現に向けて、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

目標 1 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

目標 2 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

目標3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

東日本大震災からの創造的な復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

目標4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

目標5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

このことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで充実した人生を送るとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

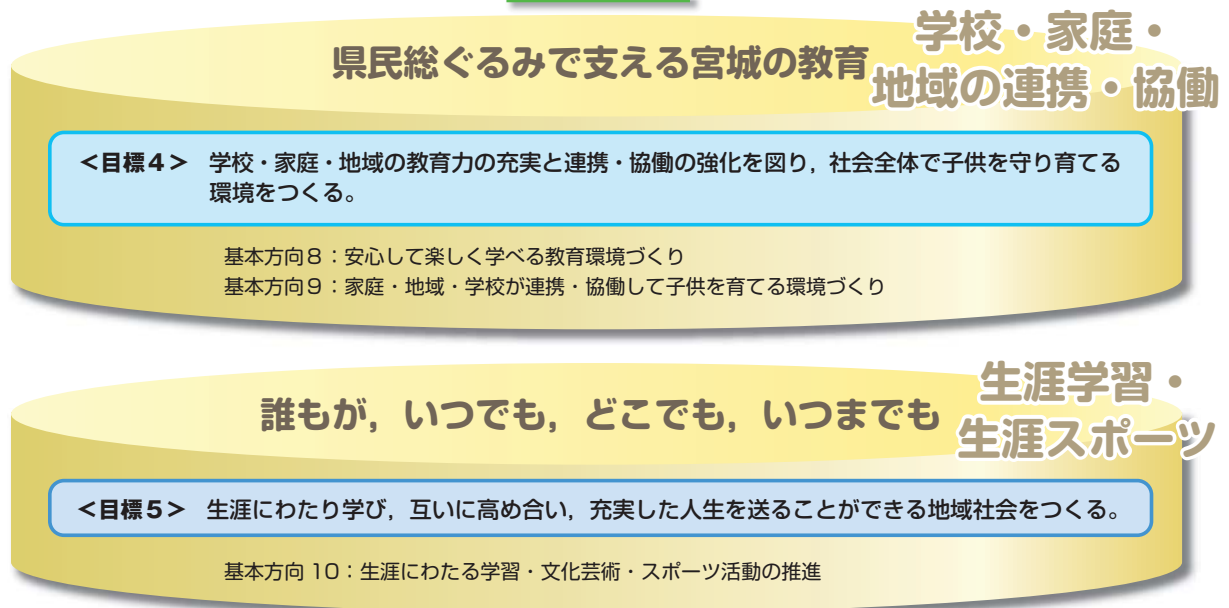
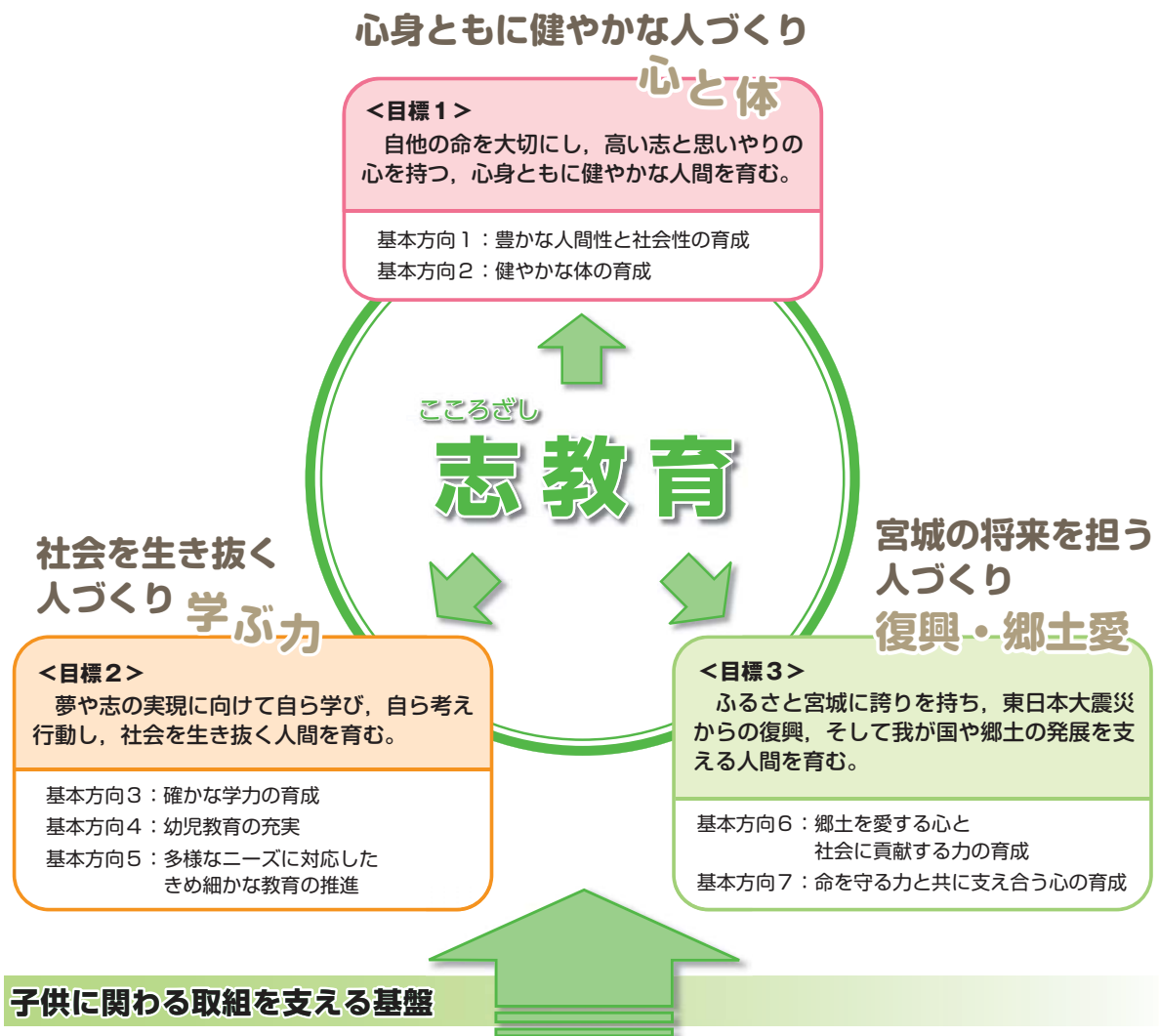
本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



(施策の全体体系イメージ図)

子供に関わる取組



(発達段階における取組イメージ)

	生涯学習等	
	学校教育	
	就学前	義務教育
	特別支援教育	
子供に関わる取組		
<目標1> 自他の命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。		
心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	<p>基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階に応じた</p> <p>基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 道徳教育、コミュニケーション能力の育成、自然体験</p> <p>基本方向1 (3) いじめ・不登校等への対応、心のケア 「行きたくない学校」づくり、教育相談体制の充実</p> <p>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実</p> <p>基本方向2 (2) 食育の推進 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養</p> <p>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の充実</p>	
<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。		
社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	<p>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を</p> <p>基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進 小学校</p> <p>基本方向3 (3) ICT(情報通信技術)教育の推進 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科指導にお</p> <p>基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチ)</p> <p>基本方向3 (5) 環境教育の推進 自然を生かした体</p> <p>基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援等</p> <p>基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づ</p> <p>基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり 幼・保・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育</p> <p>基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づ</p> <p>基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適</p>	
<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。		
宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	<p>基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承す</p> <p>基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支</p> <p>基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推</p> <p>基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の</p>	
子供に関わる取組を支える基盤		
<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。		
県民総ぐるみで支える宮城の教育 【学校・家庭・地域の連携・協働】	<p>基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向上 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫・改善</p> <p>基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推進 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等による支援</p> <p>基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築に向け 総合的な子供の貧困対策の推進、多様なニーズに応じ</p> <p>基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、「社会に開</p> <p>基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進等</p> <p>基本方向8 (6) 私学教育の振興 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取</p> <p>基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家</p> <p>基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団</p> <p>基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性</p>	
<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。		
誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	<p>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学び</p> <p>基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化</p> <p>基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文</p> <p>基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有ス</p> <p>基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツ</p>	

*基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

生涯学習等		
学校教育		
義務教育	高等学校	
特別支援教育		
<p>た確かな「心」の成長、NPO等民間団体と学校との連携強化、みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等</p> <p>ボランティア活動、社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成、文化芸術活動、読書環境の整備 等の充実</p> <p>未然防止、早期発見・早期対応、心のケアの長期的・継続的な取組 等</p> <p>運動部活動の体制整備 等</p> <p>教諭・学校栄養職員の資質向上、「食の大切さ」に関する情報発信 等</p> <p>学校保健計画の策定、学校保健・保健教育の充実 等</p>		
<p>伸ばす教育、小・中・高等学校の連携強化、学力・学習状況調査の一層の活用 等</p> <p>段階からの外国語活動の推進、英語力の向上に向けた教育の充実、国際的視野を深める体験活動等の充実 等</p> <p>けるICT活用「MIYAGI Style」の推進、快適にICTを活用できる基盤の構築 等</p> <p>ズンシップ教育)の推進 民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等</p> <p>験活動、生命を尊重し自然を愛する心の育成 等</p>		
<p>くりの推進 等</p> <p>士等の資質向上 等</p> <p>くり、個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり、共生社会の実現に向けた地域づくり 等</p> <p>切な配慮・支援、多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等</p>		
<p>る人材の育成、郷土を愛する心の育成、発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等</p> <p>える人材・国際社会で活躍する人材の育成と支援、職業や進路に関する啓発的な取組の推進、専門的職業人の育成 等</p> <p>進、震災の教訓を後世に伝える人材の育成、震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等</p> <p>防災力の向上と地域社会の安全・安心の一層の充実、学校施設の防災機能整備の推進、学校安全活動の活性化と充実 等</p>		<p>基本方向6(2)</p> <p>文化財の保護と活用</p> <p>保存修理や土地の公有化、後継者育成や技術研さんの支援、地域活性化のための効果的な活用 等</p>
<p>学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実、若手職員への知識・技能の伝承、新たな人事評価制度の確立 等</p> <p>学校事務の共同化、教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進、健康管理対策の充実 等</p> <p>た学習環境の整備充実</p> <p>た学習機会の確保、奨学金制度等による支援の継続、NPO等民間団体との連携強化 等</p> <p>かれた教育課程」の実践、県立高校将来構想の策定、定時制・通信制高校教育の充実、入学者選抜制度の検証・改善 等</p>		
<p>組 等</p> <p>庭教育支援団体との連携促進、社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成、基本的な生活習慣の確立 等</p> <p>などの活用、家庭・地域・学校のより良い関係づくり、交流の場(プラットフォーム)の設置の推進 等</p> <p>についての理解促進、放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備、安心して安全なまちづくりの推進 等</p>		
<p>と実践の循環」の形成、「生涯学習プラットフォーム」の構築、社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等</p> <p>生涯学習を支える地域リーダーの育成、文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等</p> <p>化芸術に触れる機会づくり 等</p> <p>スポーツ施設の整備やスポーツに関する情報提供などの条件整備、アダプテッド・スポーツの普及・強化 等</p> <p>の選手育成強化や支援体制の整備、トップアスリート・指導者に対する評価、キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等</p>		

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

方向性

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

重点的取組7

① 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

- ライフステージに応じた必要な支援を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備し、乳幼児期からの支援体制の充実を図ります。
- 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画^{*25}」及び「個別の指導計画^{*26}」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。

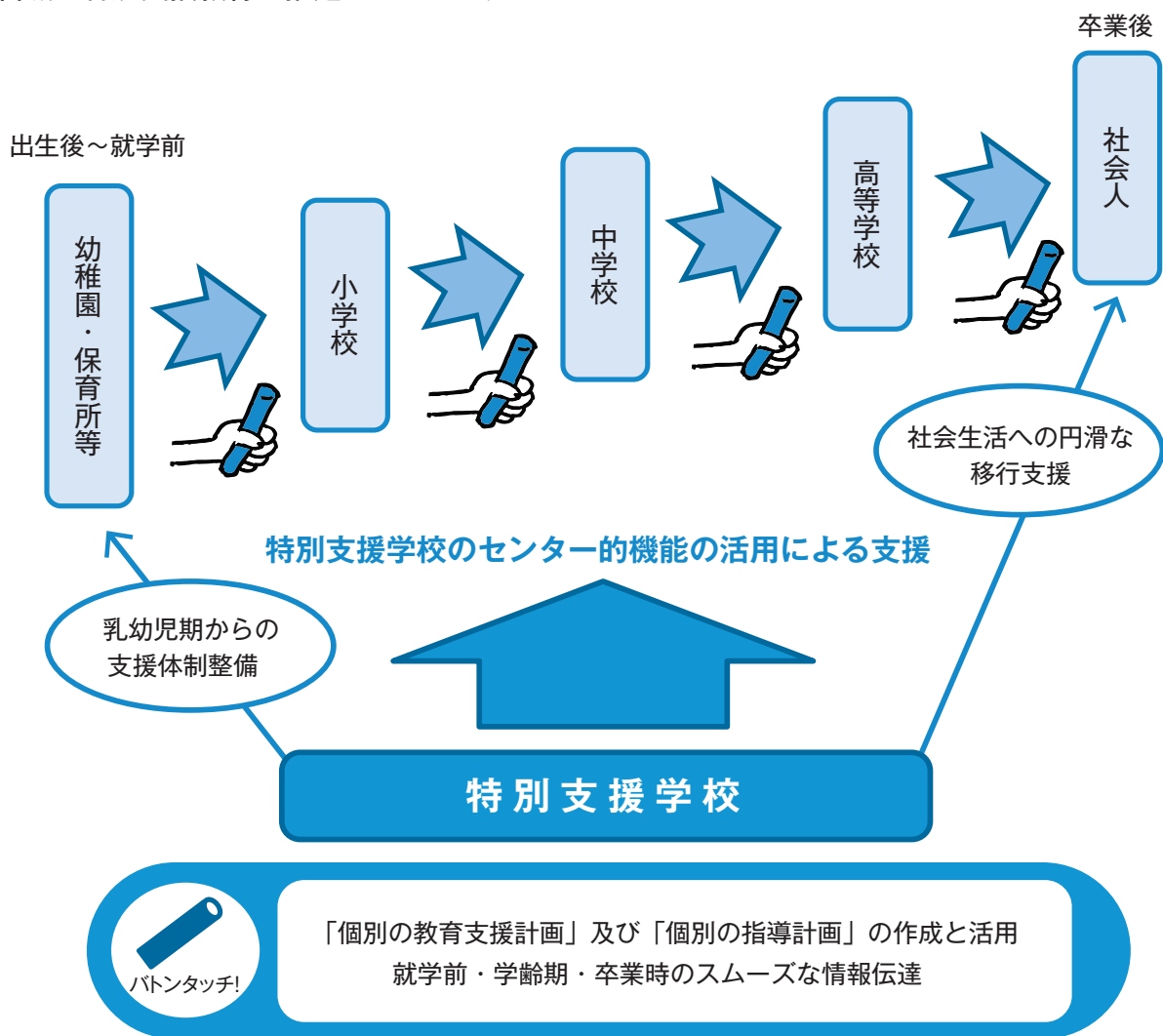
② 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

- 障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図るとともに、「個別の指導計画」を活用して、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、校内体制の充実と強化を図り、教育環境の整備を行うなど多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。
- 教員研修の充実により小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育担当者の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情動的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、学習の質を高めるため、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校の狭隘化^{きょうあい}に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

③ 共生社会の実現に向けた地域づくり

- 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発を行い、共生社会の実現を目指した理解促進を図ります。
- 教育、福祉、労働と連携し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をいう。）に対する理解啓発を図ります。
- 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援を行います。

〈宮城の特別支援教育の推進のイメージ〉



(2) 多様な個性が生かされる教育の推進

- 多様な個性や能力のある子供たち一人一人の様々な教育的ニーズに丁寧に対応し、それぞれの長所や強みを生かしながら、子供の力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- 性的マイノリティ^{※27}とされる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うなど、一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を行うとともに、多様な個性を尊重し、互いに認め合う態度を育みます。

〈基本方向 5〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合（％） （個別の教育支援計画）	74.1% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学級 通級指導教室			
（個別の指導計画）	77.7% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	
特別支援学級 通級指導教室			
特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数（人）	361人 (H27年度)	470人 (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（％）	30.5% (H27年度)	36.0% (H32年度)	特別支援教育室

※ 25 「個別の教育支援計画」：

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの。

※ 26 「個別の指導計画」：

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

※ 27 「性的マイノリティ」：

同性愛者や性同一性障害のある者など、性的少数者のこと。



特別支援学校と地域の小学校との交流



特別支援学校と地域の小学校との交流



社会参加を目指した教育

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

方向性

- 国際化社会で活躍するためには、自国の理解と日本人としてのアイデンティティがその基盤になることから、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
あわせて、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、国際的視野を持ち世界に通用する人づくりを進めます。
- 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域コミュニティの絆として、文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。
- 震災からの復興を実現し、地域振興・活性化を目指す地方創生及び我が国や郷土の発展に向けて、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習などを通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- 地域の特色ある伝統文化などを守り継承していくために、地域文化を知り、主体的に地域に関わろうとする意識を高めます。また、地域への関わりを通して地域への誇りや愛着を育み、文化を継承する人材を育成します。
- 国指定の文化財や日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」をはじめとする宮城の魅力あふれる様々な文化財を、地域が主体となって国内外に発信し、地域の活性化を図るとともに、郷土の良さを見つめ直し、主体的に関わることで郷土を愛する心を育みます。
- 相互理解に基づく多文化共生という視点のもと、自国の伝統文化を理解し、発信力や国際的コミュニケーション能力、そして社会貢献の意識を持つグローバル人材を育成します。

(2) 文化財の保護と活用

- 文化財を後世へ保存・継承し、郷土の誇りとするために、所有者による保存修理や土地の公有化、無形文化財の保持団体などによる後継者育成や技術研さんを支援します。また、

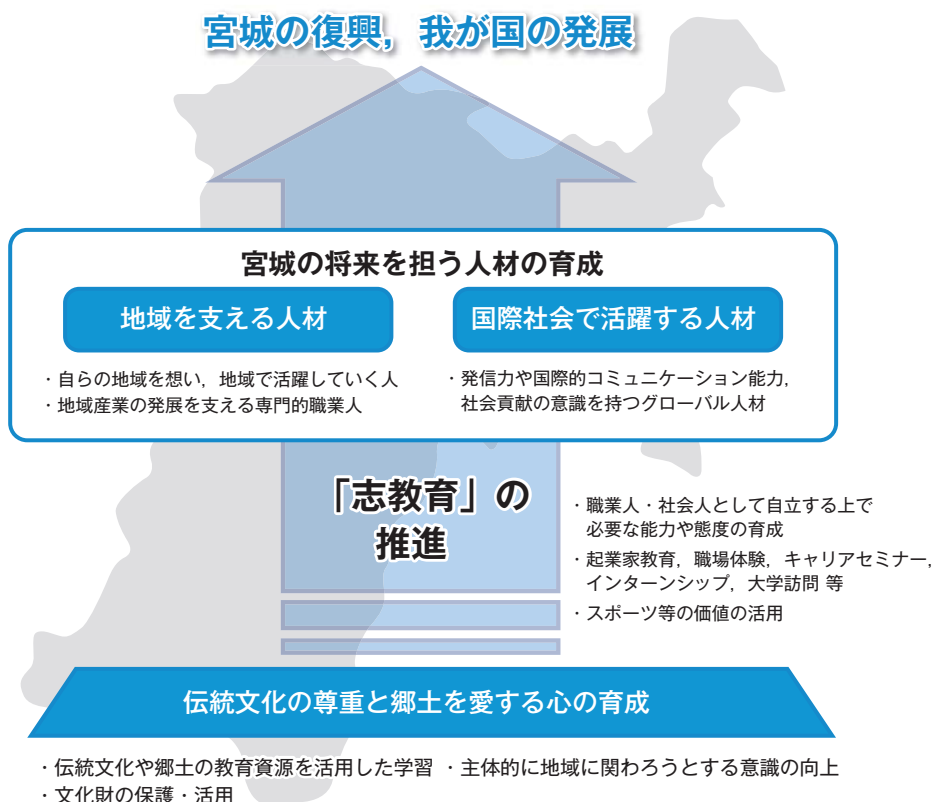
埋蔵文化財については、保存と開発のバランスに留意して、必要な調整を行います。

- 地域に残る貴重な文化財を、地域活性化のために効果的に活用するよう工夫していきます。

(3) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 8

- ふるさと宮城の復興を担う人づくりを視野に入れながら、学校と地域や企業などが連携・協働し、児童生徒一人一人が将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度を育てます。
- 未来を担う子供たちを育てていく中で、一人一人の個性に応じて、自らの地域を想い、地域で活躍していく人、あるいは世界に羽ばたく人を育成し、支えていきます。
- 起業家教育、職場体験やキャリアセミナー、インターンシップ、大学訪問など、職業や進路に関する啓発的な取組を推進します。
- 学校と地域産業との連携により、実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、地域の産業界のニーズを踏まえ、地域産業の発展を支える専門的職業人を育成します。
- オリンピック・パラリンピックなどを題材としながら、国際的な視野に立ち、世界の平和や発展に貢献しようとする態度を育てる教育的活動を推進します。

〈人材育成のイメージ〉



〈基本方向6〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	76.0% 44.8% (H28年度)	78.0% 48.0% (H32年度)	義務教育課
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	35.4% 45.8% (H28年度)	40.0% 50.0% (H32年度)	義務教育課
ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合 (%)	92.4% (H27年度)	100% (H32年度)	高校教育課
大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.1ポイント (H27年度)	1.5ポイント (H32年度)	高校教育課
新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.3ポイント (H27年度)	0.5ポイント (H32年度)	高校教育課
県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合 (%)	81.9% (H28年度)	84.0% (H32年度)	高校教育課
職場体験に取り組む中学校の割合 (%)	97.8% (H27年度)	99.0% (H32年度)	義務教育課
公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率 (%)	66.7% (H27年度)	80.0% (H32年度)	高校教育課



みやぎ産業教育フェア



「高校生ものづくりコンテスト」宮城県大会



専門学校における実習

宮城県特別支援教育将来構想

平成27年2月

宮城県教育委員会

はじめに

本県では、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、この構想の下に10年間、特別支援教育の取組を進めてきました。一方、国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換や「障害者の権利に関する条約」への批准、それに伴う様々な法整備が進められ、障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

この10年間で特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。

このようなことを踏まえ、平成25年5月に特別支援教育将来構想審議会に対し、新たな構想の策定を諮問し、平成26年12月に答申がなされました。

本答申を受けて、県教育委員会では、今後の10年間を見据えた新たな特別支援教育将来構想を策定いたしました。本構想では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」ことを「基本的な考え方」と位置づけ、その実現に向け「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つを目標に掲げ、重点的に取り組むこととしています。

本構想をもとに、5年ごとの実施計画を策定しながら、本県の特別支援教育を着実に推進してまいります。

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

目 次

I	特別支援教育将来構想の策定について	1
II	現構想における取組の成果と課題	3
1	障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する	3
2	市町村における就学支援体制を整備する	4
3	共に学ぶ教育に関する理解を促進する	4
4	小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する	5
III	各学校等の現状と課題	6
1	小・中学校	6
2	特別支援学校	8
3	高等学校	11
IV	特別支援教育将来構想の基本的な考え方	13
V	今後の特別支援教育の進め方	14
	目標1【自立と社会参加】	
1	乳幼児期（早期）からの支援体制の充実	14
2	卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実	15
3	将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実	15
	目標2【学校づくり】	
1	多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現	16
2	学習の質を高めるための教員の専門性向上	17
3	学習の質・効果を高めるための環境整備	18
	目標3【地域づくり】	
1	共生社会の実現を目指した理解促進	18
2	市町村教育委員会への支援充実	19
VI	特別支援教育将来構想の施策体系	20
VII	資料編	21

I 特別支援教育将来構想の策定について

我が国における「障害者の権利に関する条約」¹⁾については、平成19年の署名とともに関係法令等の整備を進め、平成26年1月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システム²⁾の構築を提唱しています。

このような世界の流れの中で、我が国においても平成19年に学校教育法等の一部改正、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の学校教育法施行令の一部改正等、共生社会³⁾の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。

本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」（以下「現構想」という。）を策定し、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」という基本理念の下に、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進め、一定の成果を挙げてきたところです。

一方、この10年間で、特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。また、現在、推進されているインクルーシブ教育システムの構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応として、多

*1 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

*2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

*3 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

様な学びの場^{*4}の整備やICT活用等の教育環境の整備とともに卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、このような世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、平成27年度から平成36年度までを計画期間とした、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

*4 多様な学びの場

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

Ⅱ 現構想における取組の成果と課題

現構想は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とし、その推進に向け、以下の4つの目標を定め、取り組んできました。それぞれの取組を振り返ると、学習支援室システム^{*5}等を通じて適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後、対応が必要な課題も確認されました。

【 現構想の4つの目標 】

- 1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する
- 2 市町村における就学支援体制を整備する
- 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する
- 4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

(1) 学習支援室システム

県内小・中学校18校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対して個別の実態に応じたきめ細やかな支援を行ってきました。その結果、学力の向上や情緒の安定等、「学習支援室」の活用により学習面及び生活面全般にわたり改善が図られるとともに、障害のない児童生徒や担当以外の教員の障害に対する理解が促進されました。一方、学年進行に伴い、各児童生徒の教育的ニーズの差異が認められ、同一の教育内容を一緒に学習することが難しくなったり、障害が重度の場合、他の児童生徒が「学習支援室」を活用できなくなったりした例も見られました。

*5 学習支援室システム

宮城県障害児教育将来構想の基本理念「共に学ぶ」教育の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある全ての児童生徒を、学習支援室に配置した教員を活用し通常の学級や学習支援室において指導することにより、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム

(2) 居住地校学習

これまで特別支援学校においては、児童生徒が居住地の小・中学校において交流及び共同学習^{*6}を実施してきました。その結果、参加人数は平成16年度の63人から、平成25年度は309人となり、地域における児童生徒の交流の機会が増えるとともに、保護者同士の繋がりが広がり、地域での理解や支援を得ることができるようになりました。

しかしながら、教育的ニーズの幅が広がる小学校高学年から中学校における交流及び共同学習の内容については工夫が必要であるとの指摘もありました。

これらの取組を通じて、障害のある児童生徒にとって、課題や学習内容に応じ、集団もしくは個別のいずれかで学ぶことができる場を選択・活用できる仕組みを取入れることで、高い学習効果が得られることが明らかになりました。

このことから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の設定と活用に向けた効果的な指導体制の在り方を確立するため、専門家チーム^{*7}を活用したモデル事業を展開し、その手法の更なる工夫とその成果を周囲の諸学校へ普及させる必要があります。

2 市町村における就学支援体制を整備する

市町村においては職員の異動等により、担当者間の円滑な就学支援やその情報共有が難しい状況があることから、本県では体制整備の支援のために巡回就学相談及び就学事務説明会を実施してきました。

また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、就学の仕組みが変更され、今後、市町村において、適切な就学支援の体制整備が確立されるよう、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るなど、市町村を支援するための体制の強化に取り組む必要があります。

3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する

コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、中核となる教職員の理解啓発に努め、各学校における伝講会などの実施により、共に学ぶ教育についての

*6 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を通じて、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場のこと

*7 専門家チーム

教育委員会の職員、特別支援学校の教員、心理学の専門家、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師等で構成され、障害のある児童生徒の対応方針についての専門的意見の提示をその役割としたもの

理解は深められてきました。

しかしながら、小・中学校における教職員の理解は進んできましたが、高等学校における教職員への更なる理解啓発を図ることが今後の課題です。そのためには研修の実施だけではなく、高等学校における交流及び共同学習の実施や障害のある児童生徒と実際に関わる機会を設定するなど、一層の理解促進に向けた方策を検討する必要があります。

4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

本県の総合教育センターにおいては、小・中学校等の教職員を対象とした特別支援教育に関する研修が拡充され、受講者が増加するなど、特別支援教育の推進が図られてきました。

また、特別支援学校のセンター的機能⁸については、特別支援教育が様々な障害のある児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員の幅広い専門性が一層求められているほか、特別支援学校間の連携及び情報共有、小・中学校の教育資源⁹や担当者等を繋ぐ調整役としての役割も求められています。今後、多様な教育的ニーズに応じていくために、特別支援学校教職員の幅広い専門性を高め、特別支援学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が強く求められます。

*8 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては幼稚園，小学校，中学校，高等学校又は中等教育学校等を含む関係機関や保護者に対し，要請に応じて，児童生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

*9 教育資源

幼，小，中，高等学校及び特別支援学校等，特別支援学級，通級指導教室

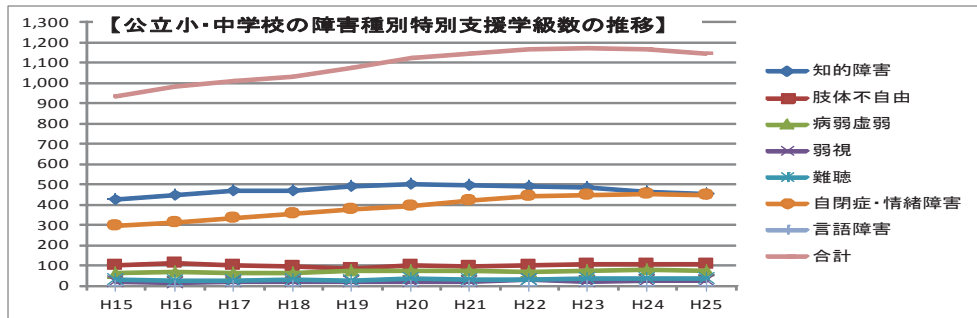
Ⅲ 各学校等の現状と課題

1 小・中学校

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

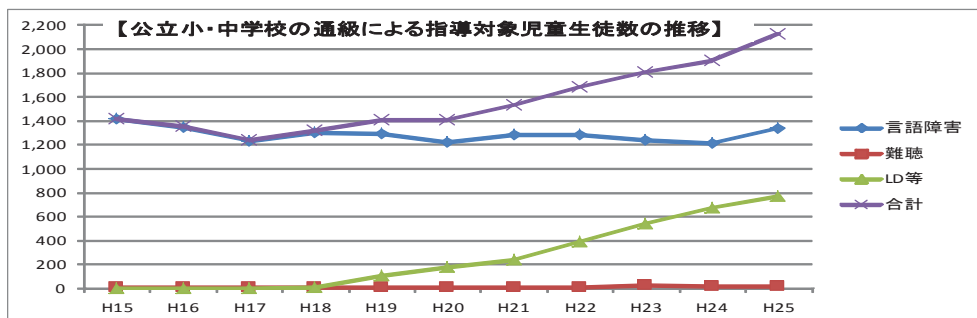
本県の小・中学校において、平成25年度に特別支援学級を設置している割合は、小学校84.1%、中学校86.5%となっており、通級指導教室を設置している学校の割合は、小学校26.1%、中学校4.8%となっています。

これらの特別支援学級の障害種別設置数は、知的障害と自閉症・情緒障害で約8割を占め、特に、自閉症・情緒障害は10年前と比較すると50%も増加しており、それ以外は知的障害も含め微増傾向にあります。(資料2)



このほか、LD等の通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年5月の時点で771人であり、LD等の児童生徒が通級による指導の対象に加えられた平成18年度の10人と比較すると761人増加しています。(資料3)

また、平成24年度の文部科学省の調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校では通常の学級に6.5%程度在籍しているとされています。



今後は、小・中学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒が適切に学習できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが必要です。

(2) 特別支援教育の校内体制整備

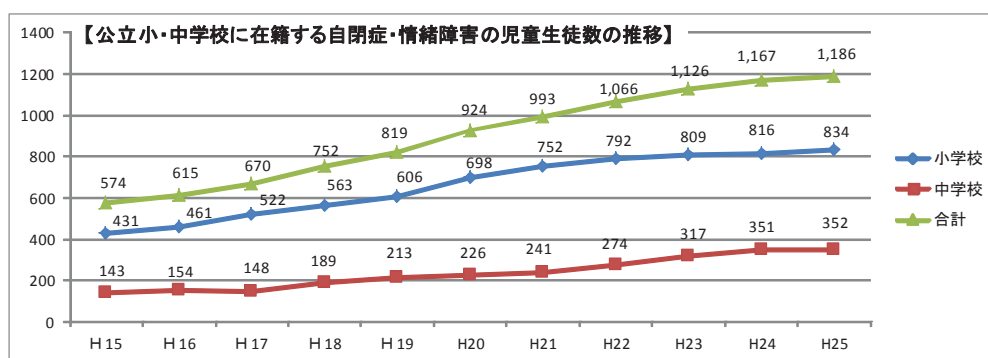
本県の特別支援教育に関する校内委員会^{*10}の設置率、特別支援教育コーディネーター^{*11}の指名率は小・中学校ともに100%であり、校内における特別支援教育の体制は整備されたものの、校内委員会の年間開催回数が2回以下の学校が小学校では約7割、中学校では約8割となっています。(資料4, 5)

今後は、校内委員会を計画的に開催し、その役割を十分に機能させることが必要です。

(3) 教員の専門性

平成25年度の小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数は1,186人で、10年前と比較して612人増加しています。(資料6)

このようなことから、自閉症児のコミュニケーション能力を高めるための指導内容・方法の改善や充実が必要であり、全ての教員が自閉症児への対応について共通理解し、情緒の安定を促すための個別の支援の充実を図ることが必要です。



*10 校内委員会

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員会

*11 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

(4) 個別の教育支援計画^{*12}と個別の指導計画^{*13}の作成と活用

小・中学校ともに「個別の教育支援計画」の作成率は約5割、「個別の指導計画」の作成率は約8割にとどまっています。（資料5）

今後は、一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援を行っていくことが必要です。

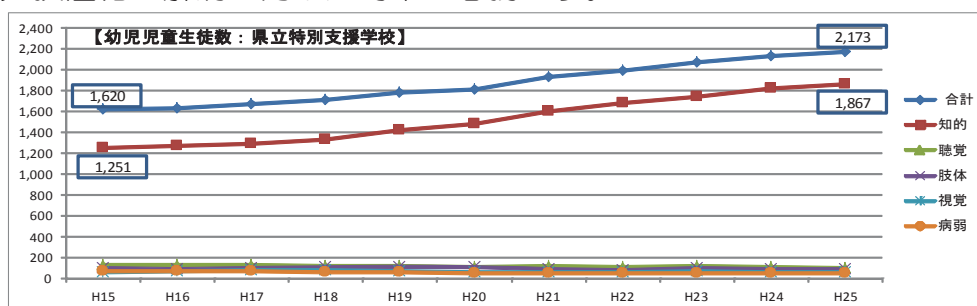
2 特別支援学校

(1) 知的障害特別支援学校の狭隘化

平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は平成25年5月現在1,867人で、10年前と比較すると616人増加しており、教室不足を解消するため、特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると、小学部は30学級、中学部は24学級、高等部は54学級それぞれ増加しており、高等部の学級数の増加が顕著です。（資料7, 8）

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校（光明、名取、利府）の在籍者数は、それぞれ200人を大きく超える状態が続いているため、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しています。（資料9）

このようなことから、作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来す状況を解消するため、関係市町村の協力を得ながら、狭隘化の解消に向けた対策が急務です。

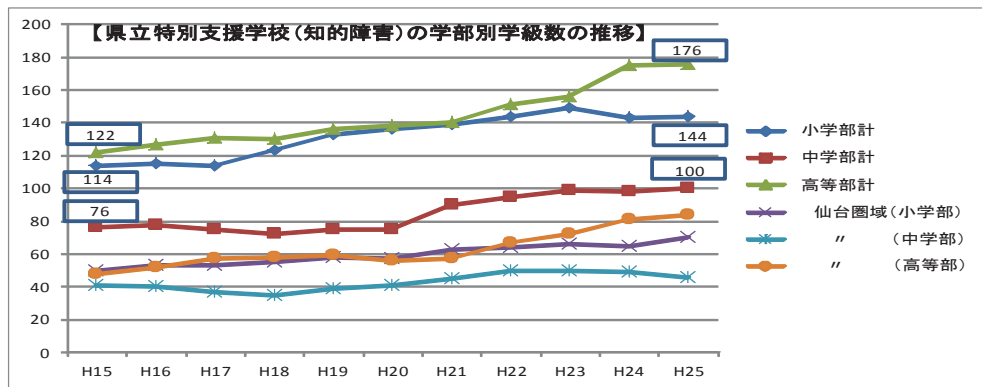


*12 個別の教育支援計画

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの

*13 個別の指導計画

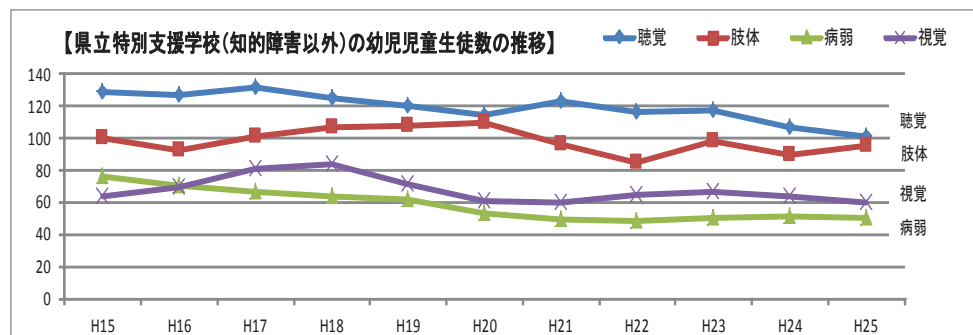
障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画



(2) 知的障害以外の特別支援学校

知的障害以外の特別支援学校は、今後、児童生徒数が横ばいかやや減少することが推測されることから、一定規模の学習集団の確保を図るため、社会の変化に対応した学科の再編について検討する必要があります。(資料10, 11, 12)

また、知的障害などの障害を併せ有する児童生徒が在籍していることから、複数の障害種に対応できるよう、障害種部門の併置化や併設化を検討する必要があります。



(3) 進路指導の充実

児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導の充実に向けた研修会の実施や関係機関との連携を図ってきました。また、平成25年度の特別支援学校卒業者の進路先では、就職を希望した132人に対して125人の就職が決定しています。(資料13)

このようなことから、本人の希望に沿った進路の実現に向けて、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育内容・指導方法を検討する必要があります。また、障害の状態に応じた複数の教育課程を編成す

るほか、学校と事業所及び関係機関とが合同で行う研修会等を通して、教育課程や教育活動の見直し等を図る必要があります。

(4) 教員の専門性

重複障害のある児童生徒が多く在籍しているほか、医療的ケア^{*14}の対象児童生徒が増えており、教員は複数の障害種の専門性や摂食指導、介護に関する知識・技能等を高めることが必要です。(資料14)

(5) 軽い知的障害のある生徒への対応

知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度(以後、「軽い知的障害」という)の生徒を対象とする高等学園^{*15}は県内に2校あり、いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出しています。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立特別支援学校(知的障害)等に入学しており、そのような状況に対応するため平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定です。(資料15)

また、生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園の整備に向けた検討が必要であるとともに、二次募集で県立特別支援学校(知的障害)に入学する生徒に対応した教育課程を編成するなどの工夫が必要です。

(6) 居住地校学習

本県では、平成16年度から「共に学ぶ教育」を進めるため、本人及び保護者の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきました。この取組は、双方の児童生徒の経験を広め、心の成長を促すなどの成果を挙げています。(資料16)

*14 医療的ケア

日常的な吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為

*15 高等学園

軽い知的障害(知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度)があり、中学校、中等教育学校中学部、特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、社会参加と職業的自立を目指し、心豊かに、そして主体的に自分の力や可能性を發揮して生きる人間を育成する学校

今後は、より多くの児童生徒が参加できるよう、交流及び共同学習の教育課程への位置づけや、学習の難易度が上がる小学校高学年以上の活動内容の更なる充実と検討が必要です。また、直接交流が困難な場合は、作品や手紙の交換などによる間接交流を行うことも必要です。

(7) センターの機能

特別支援学校のセンター的機能が広く認知されたことで、助言等件数は、平成20年度の764件から平成25年度は1,288件と増加しており、小・中、高等学校及び保育所・幼稚園等において、特別支援学校からの助言に基づく指導の充実が図られてきています。

(資料17, 18)

このようなことから、特別な支援の強化に向けて、高い専門性をもつ人材の更なる確保と、地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数指名など、センター的機能を補完する体制づくりが必要です。

また、それぞれの学校だけでは、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズへの対応が難しい場合があり、障害種の異なる特別支援学校間においても、緊密な連携を図り、相互に有する専門性を活用するための体制の整備を図る必要があります。

(8) 適切な就学支援

入学直前に、特別支援学校から通常の学校へ就学先を変更する事例がありました。本人、保護者、市町村教育委員会が早期から計画的・継続的に教育相談等を実施し、就学先決定について合意形成を図る必要があります。

3 高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒への対応

文部科学省の平成24年度の調査においては、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%となっており、平成21年度の調査では発達障害の可能性のある生徒は、高等学校に2.2%程度在籍していると推測されています。(資料19)

このようなことから、高等学校においても特別な支援を必要とする

生徒に対応するため、多様な教育的ニーズを的確に捉え、障害による学習上・生活上の困難を改善、克服するための配慮を行うとともに、生徒一人一人が持てる力を十分に発揮するための対応が求められます。

また、特別な支援を必要とする生徒へ具体的な支援を行うため、障害の状態、配慮事項、関係機関などの情報を、中学校との接続期には学校間で適切に引継ぎを行うほか、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要があります。

(2) 特別支援教育の校内体制

特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が進む一方、校内委員会を開催していない学校が約4割、また、年間開催回数が2回以下の学校が約9割となっています。(資料4, 5)

このようなことから、校内委員会を計画的に開催するなど、その役割を十分に機能させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図り、具体的な支援を行うことが必要です。

また、特別な支援を必要とする生徒に関する実態調査を実施していない学校が4割近くにのぼっています。(資料5)

このようなことから、生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、行動観察や検査等の実施により障害の状態等を把握するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、教員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図る必要があります。

Ⅳ 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の生き方を相互に認めあえる「共生社会」の形成が、今、強く求められています。それは、障害のある者と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持ち、持てる力を最大限発揮し、自らの役割を主体的に果たす社会です。こうした社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っています。

本県では「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とした平成17年策定の「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念の下、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を10年にわたり進めてきました。これらは、学習支援室システム等、適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきました。

一方、この間、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加、更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の教育環境整備が求められています。また、教員の幅広い専門性の向上、地域教育資源の活用、ICTを含めた教材の充実も同様に求められています。

そこで基本的な考え方を「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とし、現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していきます。

V 今後の特別支援教育の進め方

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げます。1つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取り組むことができる体制の整備、2つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりです。つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を目指すものです。

目標1 【自立と社会参加】

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

1 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実

ライフステージに応じた必要な支援を行うため、乳幼児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に確立します。

子育てに関する相談については、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら、保護者の要望に可能な限り対応できるように、学校のほか、市町村の関係各課、専門家等がネットワークを組織します。そこでは、子どもの実態に応じた適切な時期に、必要な支援が受けられるよう、教育的ニーズと支援の在り方について関係者間の共通理解を図るとともに、適正な就学に繋げる乳幼児期からの相談・支援体制の整備・充実を図ります。

あわせて、市町村教育委員会の教育支援^{*16}体制の充実を支援するため、県

*16 教育支援

早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体

教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し、障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や、就学先を選択・決定するための手順等について提示するなど、市町村教育委員会における教育支援体制づくりへの支援を行います。

また、学校における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成においては、保護者や専門家等からの協力を得て、関係機関、関係部局が保有している本人に関する情報を活用しながら、一人一人に対する「合理的配慮」^{*17}を明らかにする必要があります。学校はその計画に基づいた対応が求められることから、モデル事業等を展開しながら成果を普及していきます。

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

保護者、学校、市町村、福祉、企業を含めた労働等の関係機関は、緊密に連携するとともに本人の意思決定を適切に支援し、卒業後の就労や自立、社会参加に向けて、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポートに取り組みます。

また、ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒について、具体的な支援を行うため、所属していた各学校等から、障害の状態、配慮事項、関係機関などの情報を適切に引き継ぐとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図ります。

このほか、一人一人に応じた日常生活におけるQOL^{*18}（Quality of Life）の向上や新たな才能の開花に繋がるよう、日頃から、音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実を図ります。

3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

早期から将来を見据えた進路に関する指導が、計画的に推進されることが必要であり、児童生徒が将来の生活を思い描き、社会の変化や直面する様々な課題に柔軟に対応できるよう、支援を充実します。

*17 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。例えば、教育内容・方法、支援体制等の配慮。

*18 QOL（Quality of Life）

QOLは「生活の質」、「生命の質」、「生活の満足度」など多くの邦訳があるが、QOLをそのまま用いることが多い。

そのようなことから、自立と社会参加に必要な支援を適切に行うため、関係機関とのネットワークづくりを行い、それぞれの支援の在り方について、認識の共有を図ります。

障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、卒業後の生活を見据え、学校と事業所及び関係機関が合同で研修会を行うなど、教育課程や教育活動の見直しを図るとともに、児童生徒の自立と社会参加の促進に向け、一人一人の能力を可能な限り発揮できる学科の再編を検討します。

また、「個別の移行支援計画」^{*19}等を用いて、進路先へ障害の状態等の情報提供を行うなど、障害のある児童生徒の理解促進を図り、進路先と連携するとともに継続した支援を行います。

目標2 【学校づくり】

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを把握するため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内において様々な方法により実態調査を実施するとともに、計画的に校内委員会を開催し、検討を行うなど、組織的かつ適切に支援を行います。そして、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援の充実を図るため、以下のような取組を進めます。

- 児童生徒が抱える課題の解決に向けて、生徒指導部や教育相談部等、既存の校内組織との連携を図り、教職員が課題に気付いた時点で、速やかに相談できる体制を確立します。
- 特別支援学級や通級による指導の担当者は、その専門性を生かし、通常の学級等へ巡回指導を行うなどの校内体制を構築します。
- 各学校や地域にいる専門家がチームを組んで、様々な場面で児童生徒や保護者のほか、指導する教員を支援するシステムを構築します。
- 各学校においては、学習集団の編成や学習内容・指導方法の改善、

*19 個別の移行支援計画

教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画の一つで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成するもの

学校設定科目の検討等，教育課程編成を工夫します。

- 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し，障害のない児童生徒とともに学習する場合は，必要に応じて教員の複数配置を行うなど，校内体制の整備に努め，チーム・ティーチングにより役割を分担しながら，障害のある児童生徒とともに学級全体の児童生徒の指導に当たります。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るためには，医療的ケアコーディネーターを中心とした，教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして，校内の全教職員が共通理解し，医療的ケアを行う体制の整備を進めます。
- 肢体不自由のある児童生徒に対応するためのバリアフリー化や，情緒的に不安定な児童生徒への対応に必要な，精神的な安定を図るための場所を準備する等，基礎的環境の整備を図るとともに，ICTの活用も含めた教材教具の充実を図ります。

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

小・中，高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため，管理職がリーダーシップを発揮し，特別支援教育に関する校内研修を実施するとともに，特別支援学校での体験研修や県総合教育センター等での研修を通じて，特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上を目指します。

また，特別支援学級，通級による指導の担当者，理学療法士（PT）^{*20}，作業療法士（OT）^{*21}，言語聴覚士（ST）^{*22}，臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し，通常の学級の児童生徒への支援，指導内容と方法の改善及び充実を図ります。

さらに，発達障害を含めた様々な障害によって生ずる多様な教育的二一

*20 理学療法士（PT：Physical Therapist）

身体に障害のある者に対し，主としてその基本的動作能力の回復を図るため，治療体操その他の運動を行わせ，及び電気刺激，マッサージ，温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行うことを業とする者

*21 作業療法士（OT：Occupational Therapist）

身体又は精神に障害のある者に対し，主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため，手芸，工作その他の作業を行わせる作業療法を行うことを業とする者

*22 言語聴覚士（ST：Speech-Language-Hearing Therapist）

音声機能，言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため，言語訓練その他の訓練，これに必要な検査及び助言，指導その他の援助を行うことを業とする者

ズに対応する専門的な指導や学級運営の在り方，教育相談への対応，関係機関との連携等についての確に対応できるよう，教員の研修内容の更なる充実を図ります。

学校現場における教員支援及び研修の充実のためには，教員養成段階も含め，大学や各研修機関との連携強化を図ります。

また，特別支援学校はもとより，小・中，高等学校等の教員に特別支援教育に関する専門性が確保されるために，認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得，小・中，高等学校等と特別支援学校との人事交流の促進及び教員採用の在り方等について，今後，検討していきます。

このほか，特別支援学校のセンター的機能を発揮し，小・中，高等学校等への支援を担う特別支援学校の教員には，特別支援教育に関する豊富な経験と高い専門性が求められることから，計画的に養成します。

3 学習の質・効果を高めるための環境整備

狭隘化への対応を図るため，仙台圏域における特別支援学校の新設，県有財産や廃校となった小・中，高等学校等の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置，複数の障害種部門の併置・併設などを検討します。

また，軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため，高等学園の新設や収容定員の拡大に向け検討します。

目標3 【地域づくり】

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

1 共生社会の実現を目指した理解促進

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては，その理念を地域社会が理解し協力を得られるよう，丁寧な啓発活動を実施します。

県教育委員会及び市町村教育委員会は，連携協議会を開催し，教育，医療，福祉，保健，労働等の関係機関と特別支援教育に関する研修会を実施し，インクルーシブ教育システムの理念やそれに関する法令等を理解するとともに，幼稚園，小・中，高等学校，特別支援学校等で行われているそれぞれの教育を理解するなど，障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。

また、各学校においては、「障害者の権利に関する条約」に基づき、児童生徒に必要とされる合理的配慮及びその具体化を図るための基礎的環境整備^{*23}の提供が求められることから、管理職をはじめとする教職員は、インクルーシブ教育システムに関する理解とともに合理的配慮の在り方に関する研修を十分行うなど、専門性の向上を図ります。

なお、交流及び共同学習については、児童生徒が主体的に活動に参加できるように、教育課程の中に位置づけ、計画的に推進します。また、高等部の生徒についても、社会への移行期として、多くの同世代の生徒との関わりを楽しむとともに、人々の多様な在り方が一層理解できるように、高等学校との交流及び共同学習の積極的な推進を図ります。

2 市町村教育委員会への支援充実

市町村教育委員会においては、指導主事や外部の講師の専門性を活かした研修の充実を図り、共生社会の形成に向けた役割等についての理解を十分なものとする必要があります。

市町村教育委員会が障害のある子どもへ適切な教育支援を行うためには、市町村教育委員会に特別支援教育の経験豊富な職員を配置したり、児童生徒や保護者との教育相談を適宜行うことができるよう、退職した職員を非常勤として配置するなど、教育支援体制の整備が必要です。

*23 基礎的環境整備

国，都道府県，市町村による合理的配慮の基礎となる環境整備

VI 特別支援教育将来構想の施策体系

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

現構想における取組の成果と課題

障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

【学習支援室システム】
 ・小・中学校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対し個別に支援を行い、学力の向上や情緒の安定等に効果があり、障害に対する理解も促進された。
 ・学年進行に伴い教育的ニーズの幅が広がり、同一の教育内容での学習は困難な場合もある。

【居住地校学習】
 ・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行い、理解や支援が得られた。
 ・教育的ニーズの違いが顕著になる小・中学校高学年から中学校では学習内容に工夫が必要である。

小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

・県総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修が充実され、特別支援教育の推進が図られた。
 ・特別支援教育は障害のある全ての児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員には幅広い専門性が一層求められる。
 ・小・中学校の教育資源や担当者等を緊く役割が求められる。
 ・様々なニーズに応じるため、学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が求められる。

市町村における就学体制の整備

・職員の実働等により、円滑な就学支援や情報共有が難しくいため、巡回就学相談や就学事務説明会を実施し、体制整備を支援した。
 ・学校教育法施行令の一部改正に伴い、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るとともに、県教育委員会が市町村教育委員会を支援するための体制強化が必要である。

共に学ぶ教育に関する理解を促進する

・コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、小・中学校を中心に「共に学ぶ教育」の理解は一定程度、浸透した。
 ・高等学校における教職員への更なる理解啓発を図るとともに、交流及び共同学習等の実施に向けた検討が必要である。

各学校等の現状と課題

乳幼児期

・発達障害早期支援事業では、モデル地域を指定し、早期からの教育相談・支援体制整備等の推進を展開している。

小・中学校

・特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
 ・自閉症児童等への対応について、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
 ・一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

特別支援学校

・知的障害特別支援学校における放課後の解消に向け、早急な対応が必要である。
 ・希望に沿った進路の実現に向け、進路指導の更なる充実を図る必要がある。
 ・重複障害や医療的ケアが必要な児童生徒に对应するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
 ・軽知的障害のある児童生徒が増加しており、教育課程の編成や高等学園の整備に向けた検討が必要である。
 ・児童生徒の経験を広め心の成長を促すため、居住地域学習の充実を図る必要がある。
 ・センター的機能の更なる充実
 ・計画的・継続的な教育支援

高等学校

・特別な支援を必要とする生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
 ・発達障害等の生徒へ対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
 ・一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

改善の方向性

方向性1

【切れ目のない支援体制】
 ・乳幼児期から育ちを支える保護者、学校、関係機関による連携体制の構築
 ・卒業後の心豊かな生活を実現する支援体制の充実

方向性2

【多様な学びの場】
 ・柔軟で連続した「多様な学びの場」の整備
 ・専門性のある教員等による適切で一貫した指導・支援
 ・学習の質・効果を高める教育環境の整備

方向性3

【社会との絆】
 ・共生社会の実現に向け、県民の意識を醸成するとともに障害の理解促進
 ・県教育委員会と市町村教育委員会との連携強化

目標

目標1

【自立と社会参加】
 障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

目標2

【学校づくり】
 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

目標3

【地域づくり】
 生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

目標の実現に向けて

- 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
 ・ 教育相談・支援体制の整備・充実
- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
 ・ 「個別の教育支援計画」、「個別の移行支援計画」、「個別の指導計画」による一貫した指導・支援
 ・ 日常生活におけるQOL向上に向けた指導の充実
- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実
 ・ 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労教育や職業観を育む体制の充実
 ・ 企業や労働及び福祉関係機関との連携

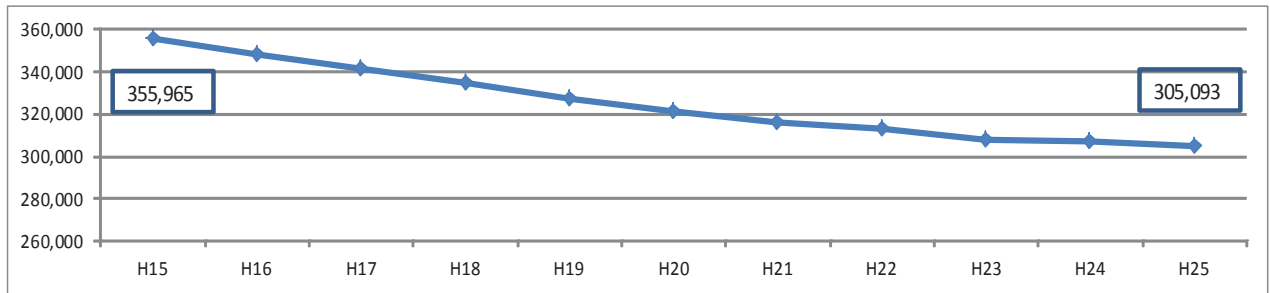
- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
 ・ 校内外体制の充実・強化
 ・ ICTの活用（教材等）
 ・ 障害の特性に応じた指導の工夫
 ・ 教育課程の見直し及び「個別の指導計画」を活用した個に応じた指導の充実
 ・ 教育的ニーズに配慮する教育環境の整備
 ・ 地域教育資源の活用
- 学習の質・効果を高めるための教員の専門性向上
 ・ 研修の充実による小・中、高等学校等の特別支援教育担当者の実践的指導力向上
 ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化
- 学習の質・効果を高めるための環境整備
 ・ 狭領域化対策の推進

- 共生社会の実現を目指した理解促進
 ・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
 ・ インクルーシブ教育システムの理解促進
- 市町村教育委員会への支援充実
 ・ 市町村教育委員会が適切な教育支援を行える体制の充実
 ・ 市町村教育委員会職員への専門性向上

VII 資料編

資料 1	県内全校種の幼児児童生徒数の推移	22
資料 2	公立小・中学校の障害種別特別支援学級数の推移	22
資料 3	公立小・中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移	23
資料 4	校内委員会の開催状況	24
資料 5	個別の教育支援計画等作成状況	25
資料 6	公立小・中学校に在籍する自閉症・情緒障害の児童生徒数の推移	26
資料 7	県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移	26
資料 8	県立特別支援学校（知的障害）の学部別学級数の推移	26
資料 9	県立特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の推計	27
資料10	県立特別支援学校（知的障害以外）の幼児児童生徒数	27
資料11	県立特別支援学校（知的障害以外）の幼児児童生徒数の推移	27
資料12	県立特別支援学校（知的障害以外）の児童生徒数の推計	28
資料13	進路先別生徒数：県立特別支援学校	28
資料14	医療的ケア対象児童生徒数	28
資料15	高等学園志願者数	29
資料16	居住地校学習の実施状況	29
資料17	県立特別支援学校による助言等件数	30
資料18	県立特別支援学校による校種別助言等件数	30
資料19	進学割合：特別支援学級から高等学校	30
資料20	宮城県特別支援学校配置図	31
資料21	宮城県特別支援学校一覧	32
資料22	諮問文	33
資料23	委員名簿	35
資料24	審議経過	36
資料25	緊急提言	37

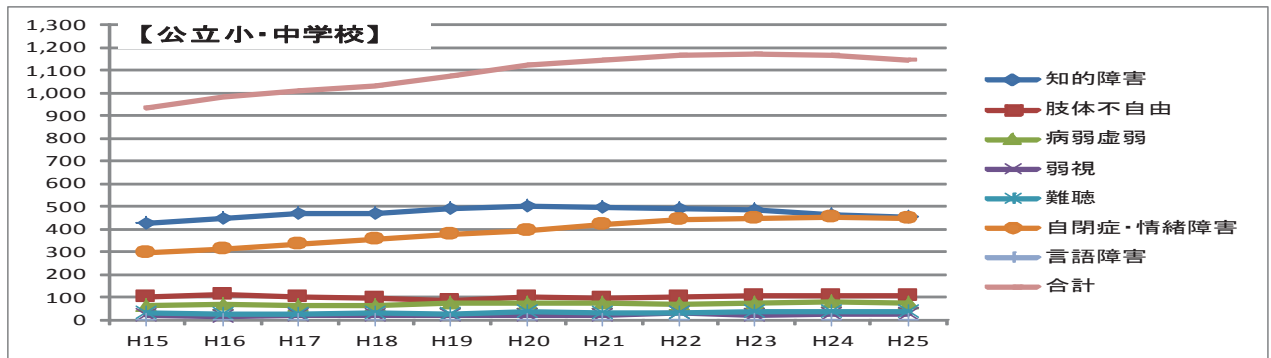
資料1 県内全校種の幼児児童生徒数の推移



幼児児童生徒数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	355,965	348,628	341,851	334,763	327,470	321,407	316,371	313,447	307,540	307,261	305,093

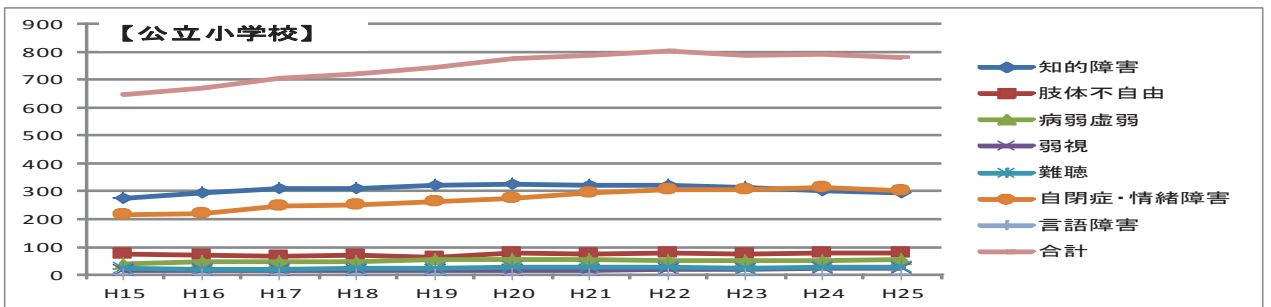
※幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校，専修学校等の幼児児童生徒数 (学校基本調査：各年度5月1日現在)

資料2 公立小・中学校の障害種別特別支援学級数の推移



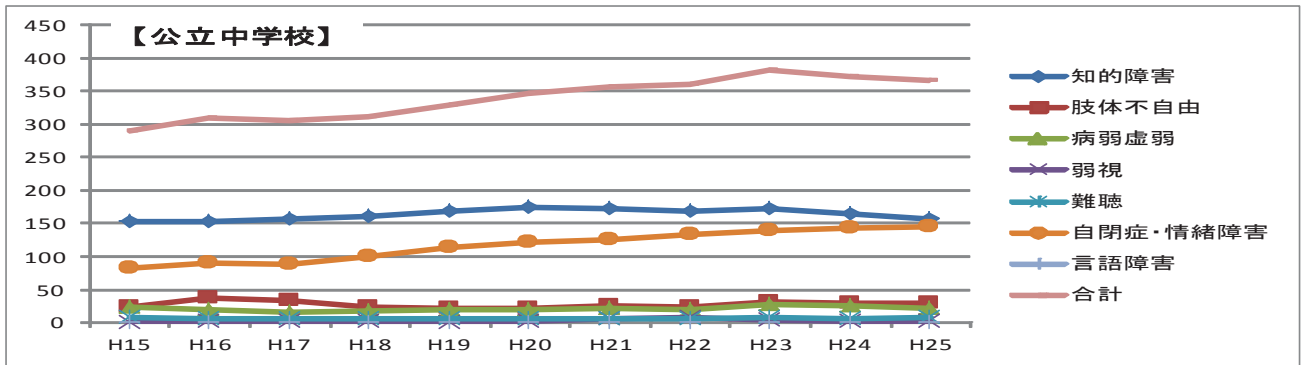
小・中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
知的障害	427	448	467	471	490	500	495	490	486	466	452
肢体不自由	99	110	100	95	86	99	98	103	105	106	107
病弱虚弱	63	68	64	65	75	74	77	71	77	78	77
弱視	18	17	18	20	19	20	23	29	23	25	26
難聴	30	26	27	29	28	34	33	33	34	35	37
自閉症・情緒障害	298	312	334	353	377	395	418	440	445	455	447
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	935	981	1,010	1,033	1,075	1,122	1,144	1,166	1,170	1,165	1,146

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



小学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
知的障害	275	296	310	311	322	325	323	322	314	301	295
肢体不自由	76	72	66	71	65	78	73	79	74	77	77
病弱虚弱	40	49	48	48	55	54	55	51	50	53	55
弱視	17	15	15	17	18	17	17	21	19	22	23
難聴	22	19	20	22	22	28	27	26	25	28	28
自閉症・情緒障害	215	221	246	252	264	274	293	306	306	312	301
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	645	672	705	721	746	776	788	805	788	793	779

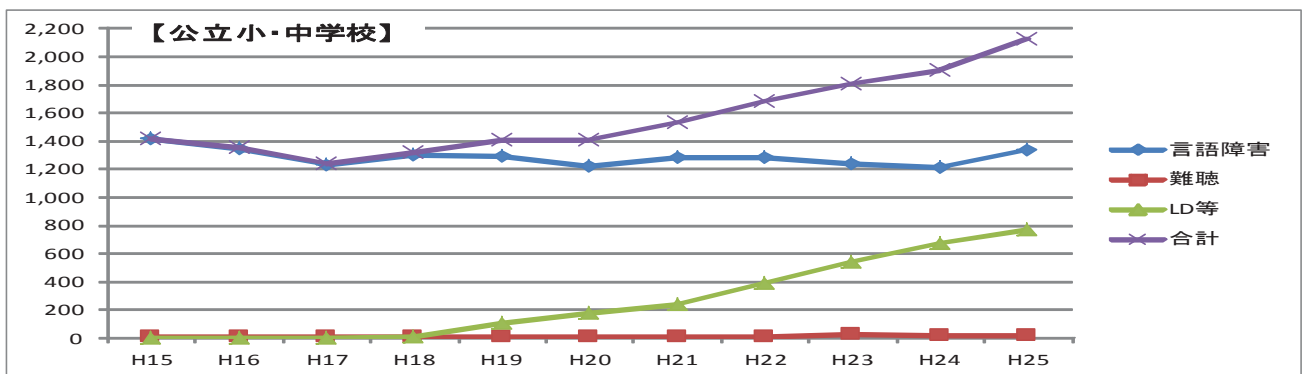
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
知的障害	152	152	157	160	168	175	172	168	172	165	157
肢体不自由	23	38	34	24	21	21	25	24	31	29	30
病弱虚弱	23	19	16	17	20	20	22	20	27	25	22
弱視	1	2	3	3	1	3	6	8	4	3	3
難聴	8	7	7	7	6	6	6	7	9	7	9
自閉症・情緒障害	83	91	88	101	113	121	125	134	139	143	146
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	290	309	305	312	329	346	356	361	382	372	367

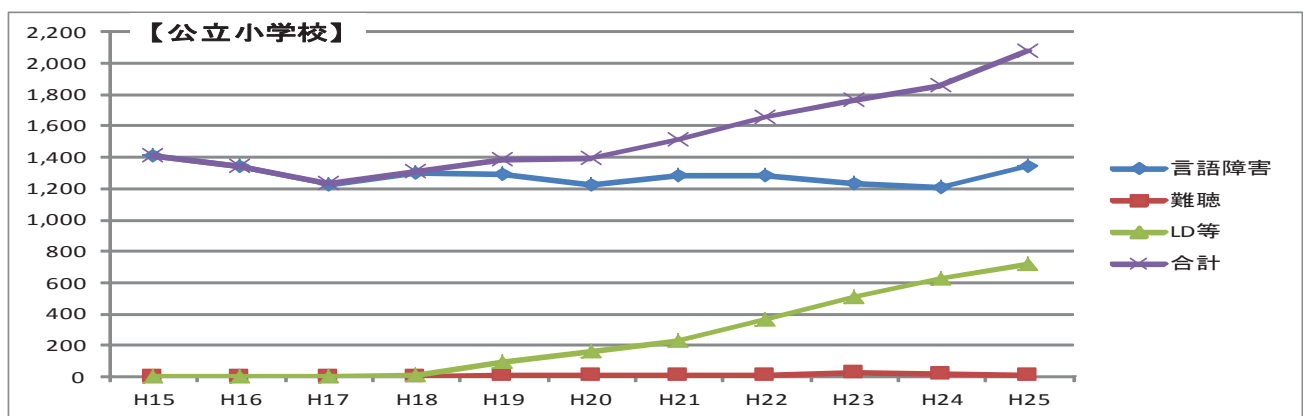
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料3 公立小・中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移



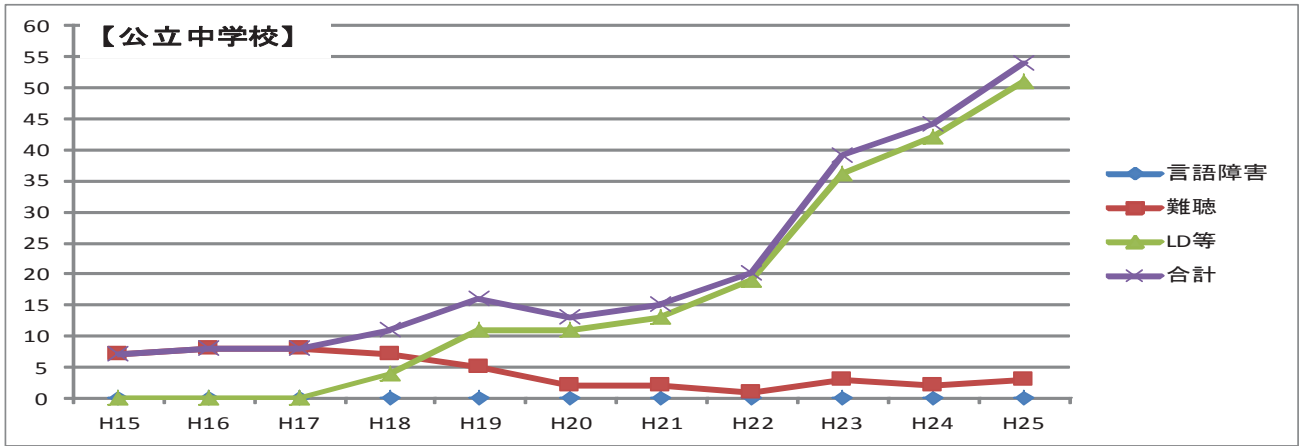
小・中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語障害	1,412	1,342	1,226	1,300	1,288	1,221	1,282	1,281	1,235	1,210	1,340
難聴	7	8	11	12	11	8	9	11	27	21	16
LD等	0	0	0	10	105	174	239	386	540	671	771
合計	1,419	1,350	1,237	1,322	1,404	1,403	1,530	1,678	1,802	1,902	2,127

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



小学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語障害	1,412	1,342	1,226	1,300	1,288	1,221	1,282	1,281	1,235	1,210	1,340
難聴	0	0	3	5	6	6	7	10	24	19	13
LD等	-	-	-	6	94	163	226	367	504	629	720
合計	1,412	1,342	1,229	1,311	1,388	1,390	1,515	1,658	1,763	1,858	2,073

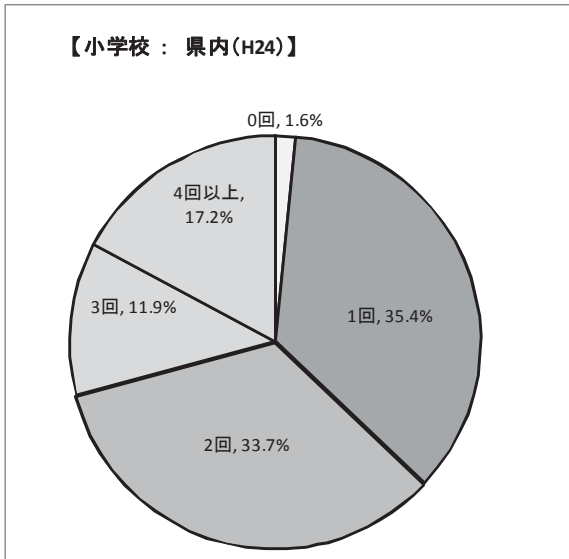
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)



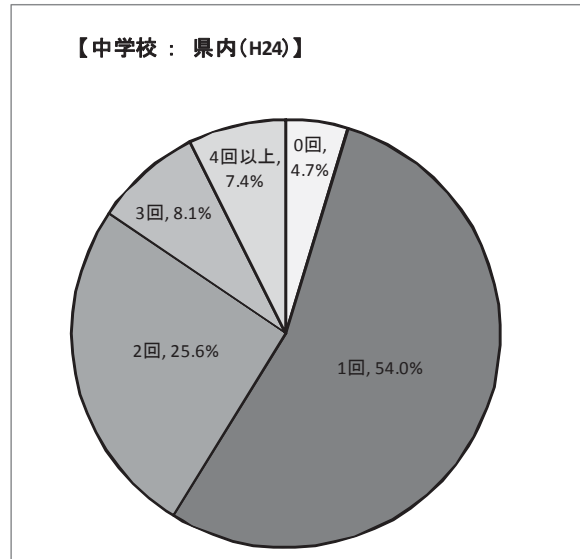
中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	7	8	8	7	5	2	2	1	3	2	3
LD等	-	-	-	4	11	11	13	19	36	42	51
合計	7	8	8	11	16	13	15	20	39	44	54

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

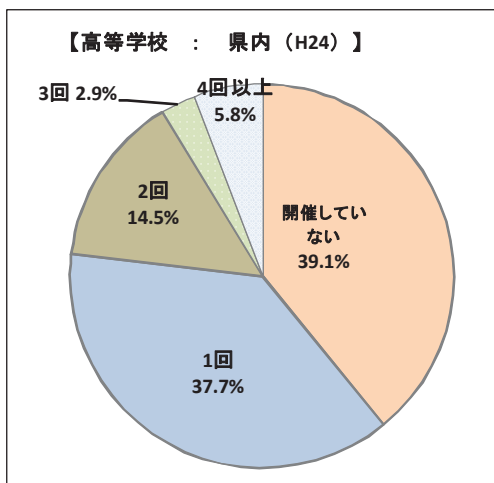
資料4 校内委員会の開催状況



(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)

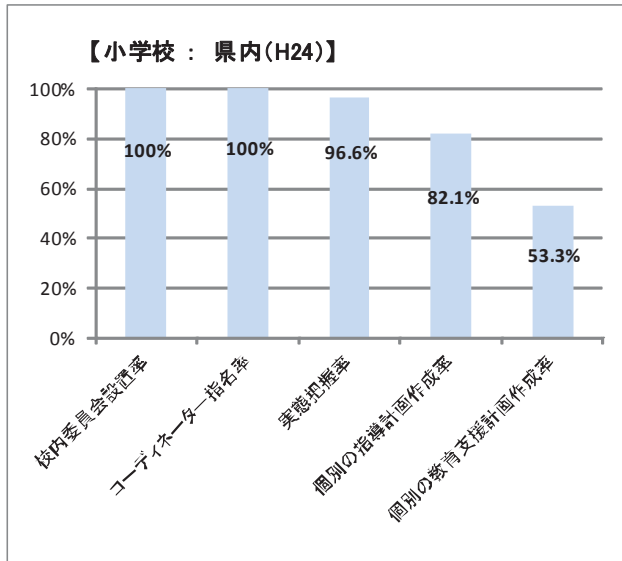


(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)

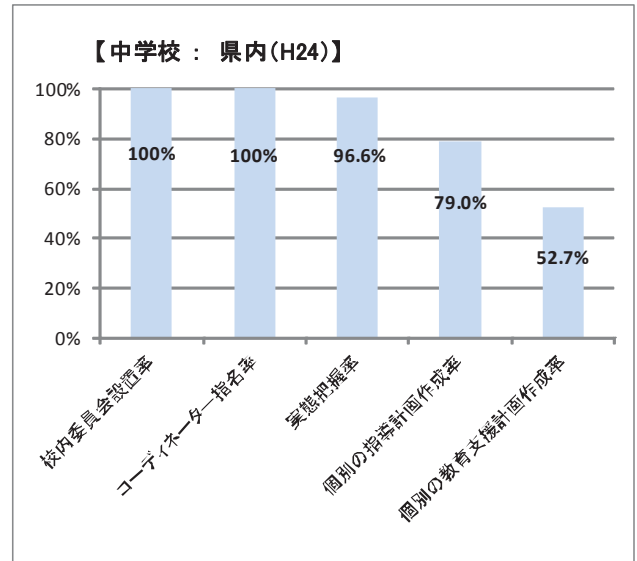


(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)

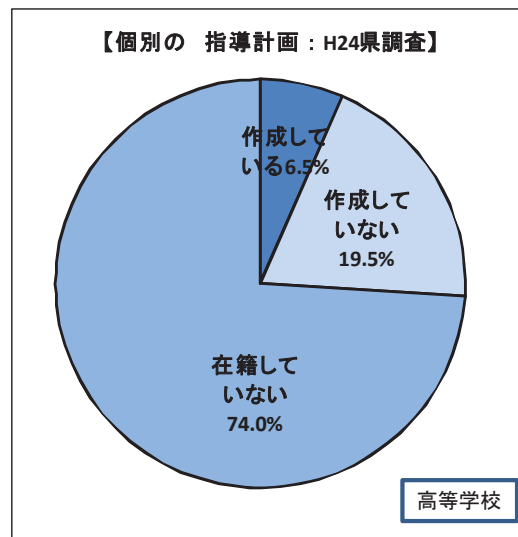
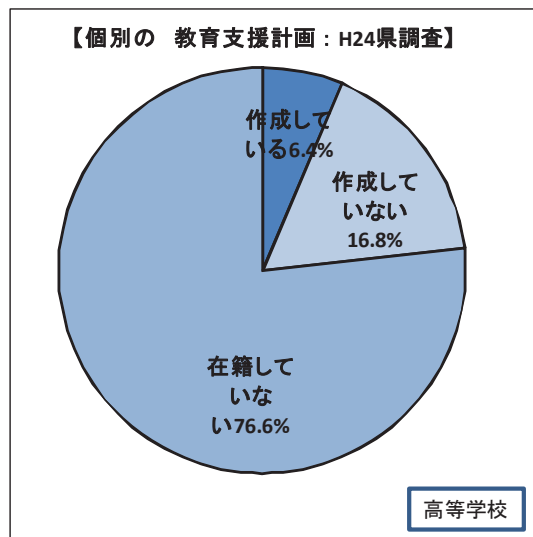
資料5 個別の教育支援計画等作成状況



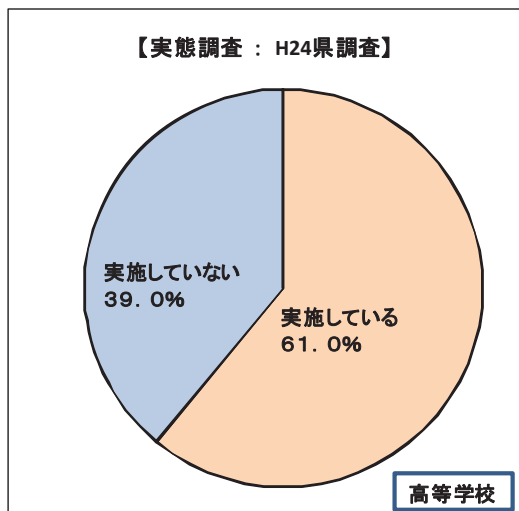
(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)



(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)



(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)



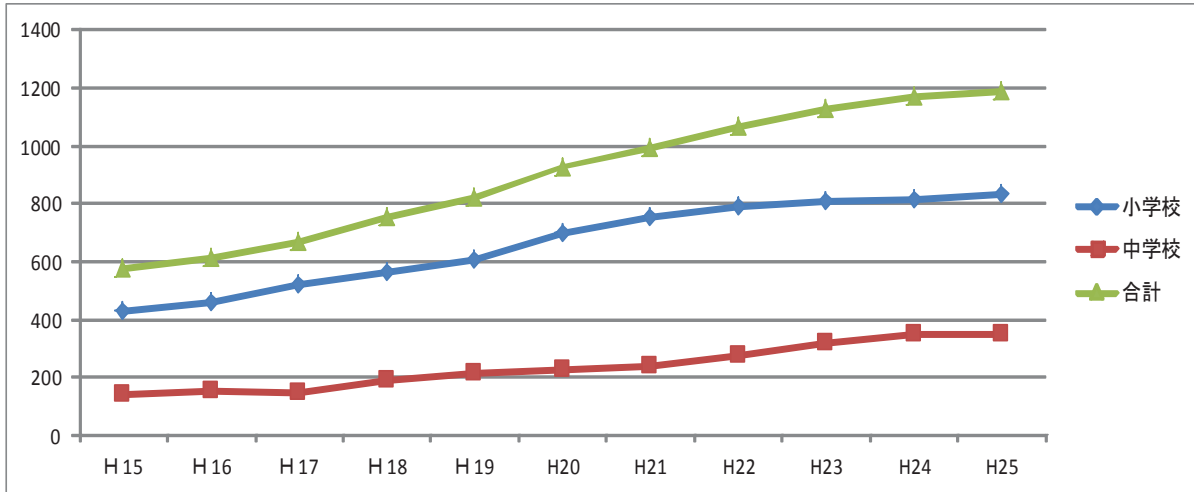
(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)

【高等学校：コーディネーターの指名と校内委員会の設置(H24)】

特別支援教育コーディネーターの指名	特別支援教育に係る校内委員会の設置
77校中77校 (100%)	77校中69校 (89.6%)

(特別支援教育体制整備状況調査：H24年度末現在)

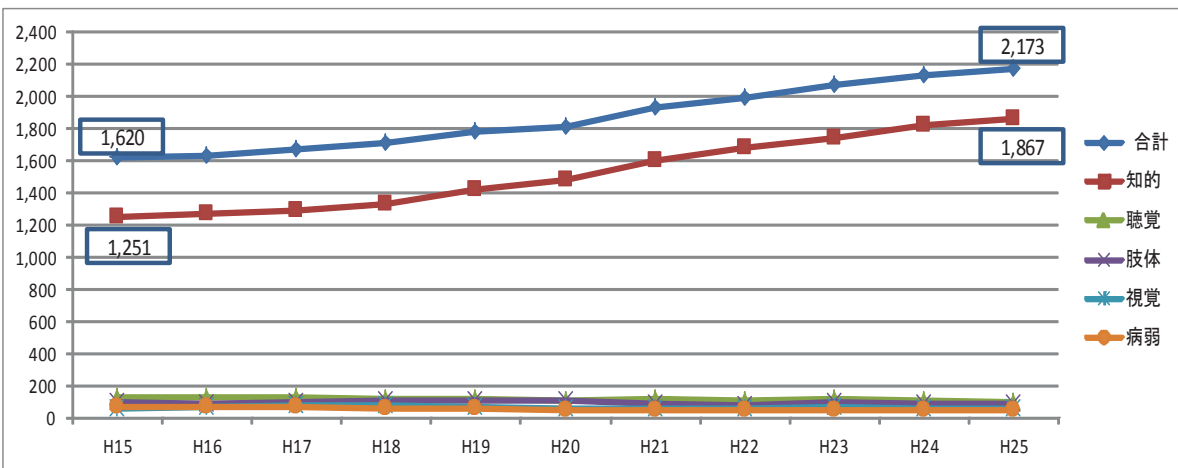
資料6 公立小・中学校に在籍する自閉症・情緒障害の児童生徒数の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	431	461	522	563	606	698	752	792	809	816	834
中学校	143	154	148	189	213	226	241	274	317	351	352
合計	574	615	670	752	819	924	993	1,066	1,126	1,167	1,186

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料7 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	1,620	1,634	1,675	1,708	1,785	1,816	1,934	1,997	2,077	2,136	2,173
知的	1,251	1,276	1,295	1,328	1,424	1,479	1,606	1,683	1,745	1,825	1,867
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

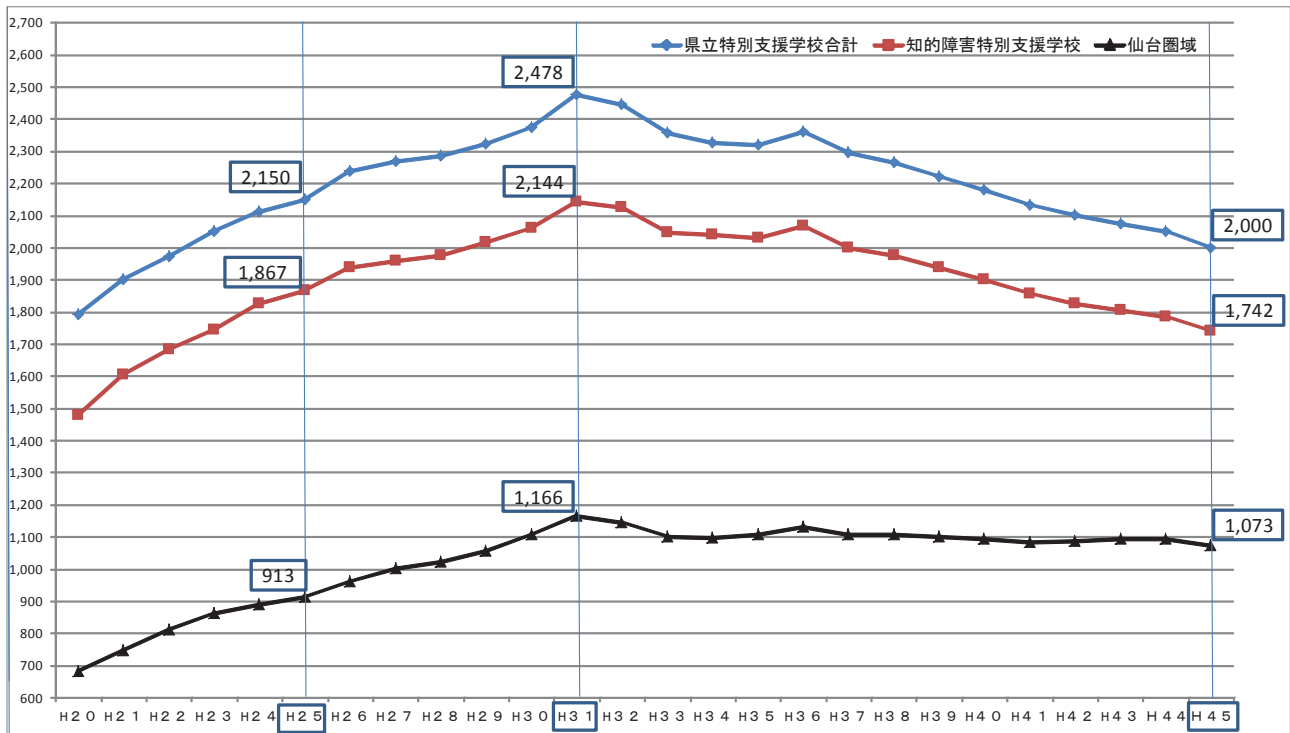
資料8 県立特別支援学校(知的障害)の学部別学級数の推移

知的障害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増加数
小学部計	114	115	114	123	133	136	139	144	149	143	144	30
中学部計	76	78	75	72	75	75	90	95	99	98	100	24
高等部計	122	127	131	130	136	138	140	151	156	175	176	54
仙台圏域(小学部)	50	53	53	55	58	57	63	64	66	65	70	20
”(中学部)	41	40	37	35	39	41	45	50	50	49	46	5
”(高等部)	48	52	57	58	59	56	57	67	72	81	84	36

※増加数はH15とH25の比較

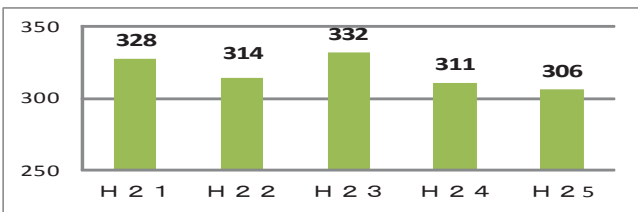
(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料9 県立特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の推計



(H25. 5. 1現在の児童生徒数を基に推計)

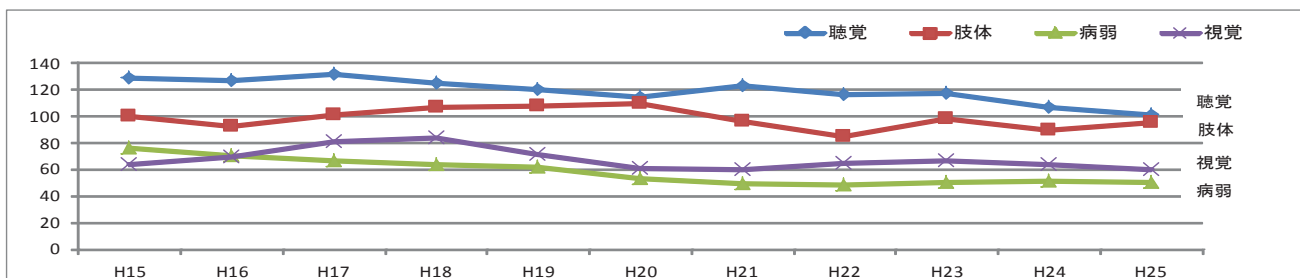
資料10 県立特別支援学校（知的障害以外）の幼児児童生徒数



H21	H22	H23	H24	H25
328	314	332	311	306

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

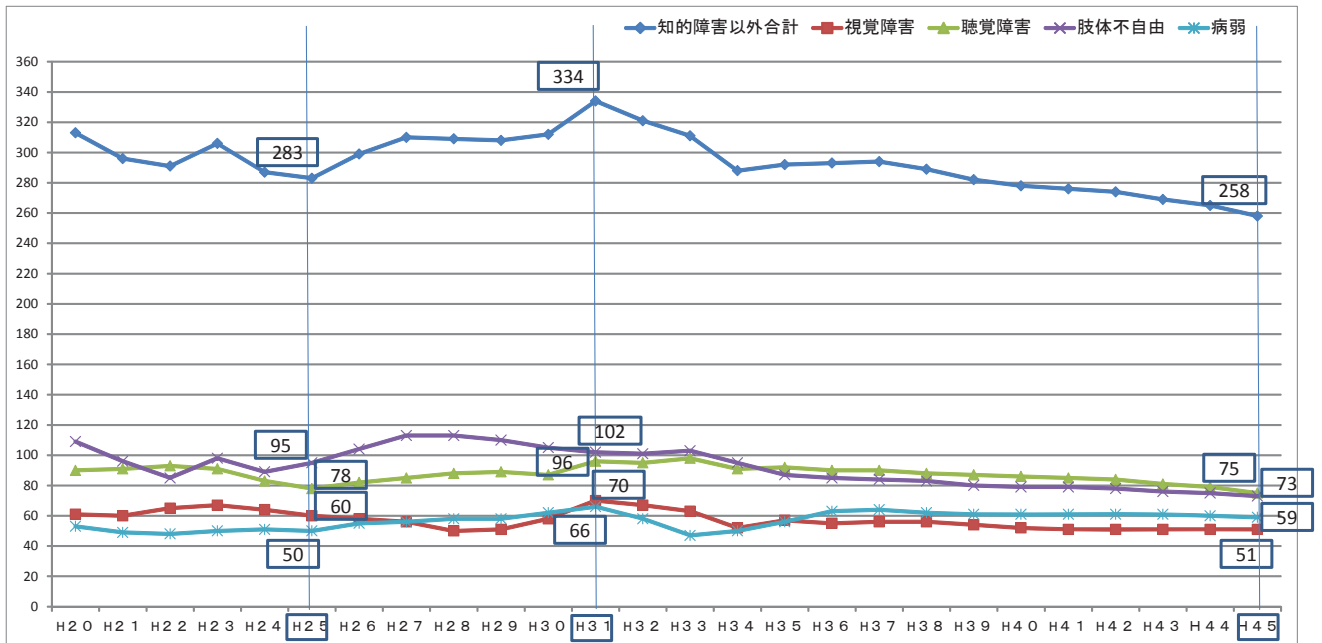
資料11 県立特別支援学校（知的障害以外）の幼児児童生徒数の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60

(県特別支援教育関係資料：各年度5月1日現在)

資料12 県立特別支援学校（知的障害以外）の児童生徒数の推計



(H25. 5. 1現在の児童生徒数で推計)

資料13 進路先別生徒数：県立特別支援学校

	卒業生数	進学	就職		施設通所等	その他(在宅等)
			希望者	決定者		
H21	319	17	100	92	175	35
H22	302	15	129	88	163	36
H23	292	8	127	82	183	19
H24	334	2	139	105	214	13
H25	338	16	132	125	175	22

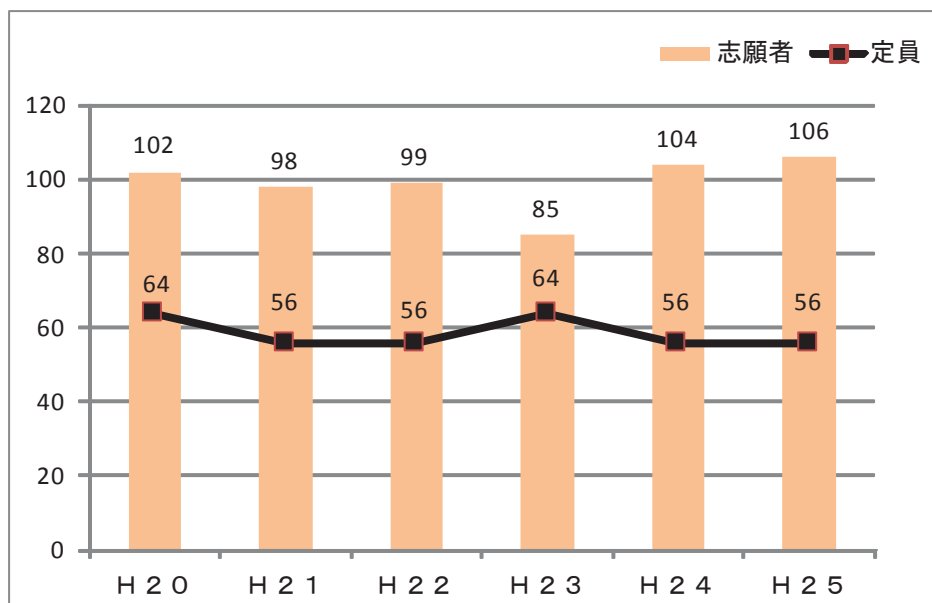
(県立特別支援学校高等部・専攻科の就労状況：各年度末現在)

資料14 医療的ケア対象児童生徒数

	H22	H23	H24	H25
重複障害児童生徒数	431	437	432	443
医療的ケア対象児童生徒数	60	63	67	79

(県医療的ケア推進事業承認者名簿：各年度末現在)

資料15 高等学園志願者数



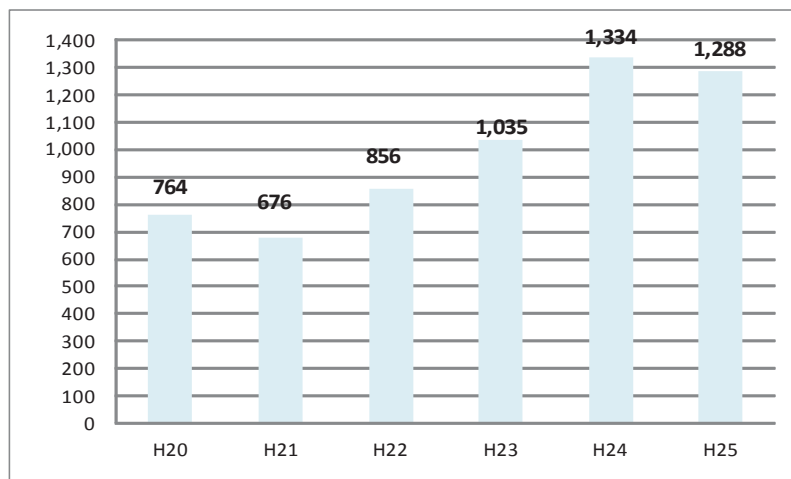
(県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果：各年度末現在)

資料16 居住地校学習の実施状況

	H16	H21	H22	H23	H24	H25
支援学校数	9	17(分校2校含む)	17(分校2校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)
協力校	52(小46, 中6)	203(小139, 中64)	208(小153, 中55)	197(小140, 中57)	223(小153, 中70)	229(小154, 中75)
参加人数	63(小56, 中7)	259(小176, 中83)	265(小185, 中80)	251(小177, 中74)	298(小199, 中99)	309(小199, 中110)
参加回数	165(小146, 中19)	754(小529, 中225)	820(小594, 中226)	792(小555, 中237)	1,021(小682, 中339)	937(小617, 中320)
交流実施割合(参加人数/小中学部在籍数)	8.0%	27.2%	27.0%	25.1%	29.6%	30.9%
非常勤講師数	2	10	9	8(東京都派遣含まず)	10	10

(県居住地校学習推進事業実施報告：各年度末現在)

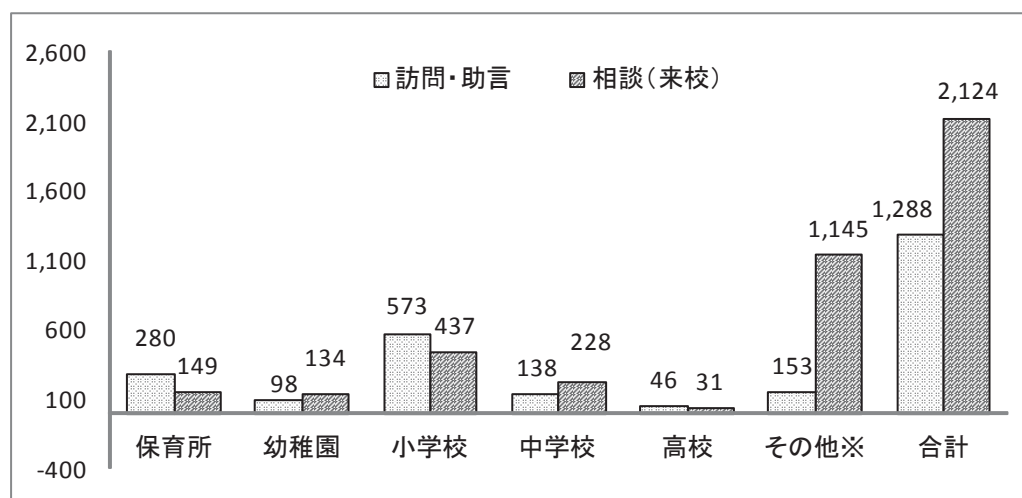
資料17 県立特別支援学校による助言等件数



H20	H21	H22	H23	H24	H25
764	676	856	1,035	1,334	1,288

(地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査：各年度末現在)

資料18 県立特別支援学校による校種別助言等件数



校種等	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他※	合計
訪問・助言	280	98	573	138	46	153	1,288
相談(来校)	149	134	437	228	31	1,145	2,124

※その他は障害者施設，卒業生，市町村教育委員会等

(地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査：H25年度末現在)

資料19 進学割合：特別支援学級から高等学校

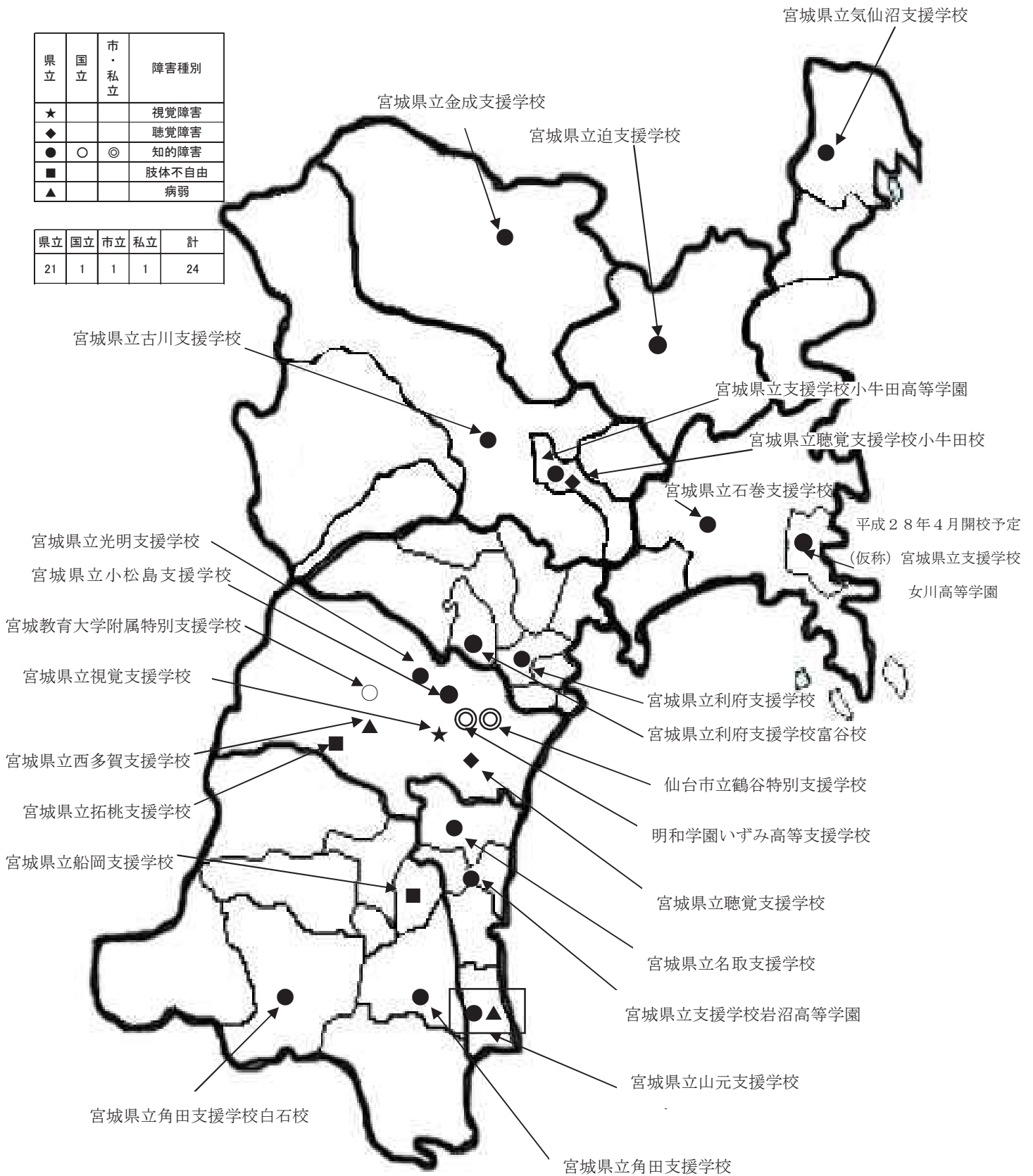
H20	H21	H22	H23	H24
22.5%	23.0%	23.3%	26.3%	27.1%

(文部科学省：特別支援教育資料)

資料 20 宮城県特別支援学校配置図（平成26年5月1日現在）

県立	国立	市・私立	障害種別
★			視覚障害
◆			聴覚障害
●	○	◎	知的障害
■			肢体不自由
▲			病弱

県立	国立	市立	私立	計
21	1	1	1	24



資料21 宮城県特別支援学校一覧（平成26年5月1日）

学校名	障害種別	設置者	設置学部					郵便番号	住所	電話番号
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科			
視覚支援学校	視覚障害	県		○	○	○	○	〒980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴覚支援学校	聴覚障害	県	○	○	○	○	○	〒982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
聴覚支援学校 小牛田校	聴覚障害	県	○	○				〒987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2110
光明支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒981-3213	仙台市泉区南中山5-1-1	022-379-6555
小松島支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒981-0906	仙台市青葉区小松島新堤2-1	022-725-3616
拓桃支援学校	肢体不自由	県		○	○			〒982-0241	仙台市太白区秋保町湯本字鹿乙18-2	022-398-2316
西多賀支援学校	病弱	県		○	○	○		〒982-0805	仙台市太白区鉤取本町2-11-17	022-245-1183
石巻支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒986-0861	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202
気仙沼支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒988-0141	気仙沼市松崎柳沢216-7	0226-24-3019
名取支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒981-1242	名取市高館吉田字東真坂6-11	022-384-6161
角田支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒981-1503	角田市島田字御蔵林24-1	0224-63-2555
角田支援学校 白石校	知的障害	県		○	○			〒989-0248	白石市南町1-2-79	0224-22-4333
迫支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒987-0513	登米市迫町北方字大洞59-10	0220-22-9484
金成支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒989-5171	栗原市金成沢辺字小崎87-1	0228-42-2211
古川支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒989-6203	大崎市古川飯川字熊野87	0229-26-2338
船岡支援学校	肢体不自由	県		○	○	○		〒989-1605	柴田郡柴田町船岡南2-3-1	0224-54-2213
山元支援学校	病弱及び知的障害	県		○	○	○		〒989-2202	亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2	0223-37-0518
利府支援学校	知的障害	県		○	○	○		〒981-0123	宮城県利府町沢乙字向山26	022-356-5675
利府支援学校 富谷校	知的障害	県		○				〒981-3352	黒川郡富谷町富ヶ丘1-17-37	022-779-0451
岩沼高等学園	知的障害	県				○		〒989-2455	岩沼市北長谷字豊田1-1	0223-25-5332
小牛田高等学園	知的障害	県				○		〒987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2112
宮城教育大学 附属特別支援学校	知的障害	国		○	○	○		〒980-0845	仙台市青葉区荒巻字青葉395-2	022-214-3353
鶴谷特別支援学校	知的障害	市		○	○	○		〒983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-4231
明和学園 いづみ高等支援学校	知的障害	私				○	○	〒983-0823	仙台市宮城野区安養寺2-1-1	022-293-7636

資料 22 諮問文

平成 25 年 5 月 29 日

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想の策定について（諮問）

このことについて、特別支援教育将来構想審議会条例(平成 25 年宮城県条例第 6 号)第 1 条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

理 由 書

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成26年度までを計画期間とする「宮城県障害児教育将来構想」を平成17年に策定し、その理念である「共に学ぶ教育」の実現を目指し、障害によって生じるさまざまな教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めてきました。

この間、障害のある子どもたちに対する教育は、平成19年に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換し、それまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的の遅れがない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育が実施されることとなりました。

本県でも、障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な支援を行うため、特別支援学校のセンター的機能の充実、幼・小・中・高等学校への特別支援教育に係る校内委員会や特別支援教育コーディネーターの配置などの取組を進めてきました。

一方で、特別支援教育についての県民の理解も進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズも高まっています。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題も踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、本県の特別支援教育の将来を見据えた新たな構想を策定することとしました。

つきましては、その構想についてご審議いただきたく、諮問するものです。

資料23 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員名簿

(任期：2年間 平成25年5月29日から平成27年5月28日まで)

(50音順・敬称略)

No.	ふりがな 氏名	所 属	備 考
1	あおき ますみ 青木 真澄	塩竈市立杉の入小学校長	
2	あかま ひろし 赤間 宏	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長	
3	あべ つねゆき 阿部 恒幸	宮城県総合教育センター所長	任期 H26.5.28 から
4	いしがみ まさとし 石上 正敏	宮城県宮城第一高等学校長 (前宮城県総合教育センター所長)	
5	いとう みちなり 伊藤 倫就	社会福祉法人なのはな会こまくさ苑施設長	副会長
6	うじいえ やすひろ 氏家 靖浩	仙台白百合女子大学人間学部教授	
7	おおた ひろこ 太田 博子	株式会社サトー商会人事総務部	
8	おの でら たいこ 小野寺 泰子	登米市立登米中学校長	
9	かたおか みのる 片岡 実	宮城県立視覚支援学校長	任期 H26.5.28 から
10	かどわき せいこ 門脇 征子	泉手をつなぐ親の会会長	
11	かめい よしみつ 亀井 芳光	栗原市教育委員会教育長	
12	きくち やえこ 菊池 矢恵子	宮城県立聴覚支援学校長	
13	こむろ え 小室 たか恵	白石市民生部地域包括支援センター所長	
14	こん きみや 今 公弥	医療法人五十嵐小児科副院長	
15	さいとう じゅんこ 齋藤 順子	宮城県登米高等学校長	
16	すずき まりこ 鈴木 真利子	宮城県立山元支援学校長	
17	ふじくら しんいち 藤倉 眞一	宮城県塩釜高等学校長 (前宮城県立視覚支援学校長)	
18	むらかみ よしのり 村上 由則	宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長	会長
19	やまだ じんこ 山田 仁子	前宮城県立支援学校岩沼高等学園PTA会長	

(注) 所属は平成26年5月1日現在

資料 24 宮城県特別支援教育将来構想審議会 審議経過

開催時期等		審議内容等
平成 25 年度	第1回	5月29日 ○会長・副会長の選任 ○諮問 ○本県特別支援教育の現状と課題
		6月14日 ○県内特別支援学校視察
	第2回	7月31日 ○小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進 ○特別支援学校における教育の充実
	第3回	10月25日 ○特別支援学校における教育の充実 ○小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進 ○高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進
	第4回	12月20日 ○特別支援学校の教育環境整備のこれまでの議論のまとめ ○高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進 ○特別支援学校における教育の充実
	第5回	2月14日 ○県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について （緊急提言）の検討 ○市町村における特別支援教育の充実 ○宮城県特別支援教育将来構想骨子（案）
平成 26 年度	第6回	5月28日 ○発達障害への対応 ○教員の専門性向上 ○ICTの活用
	第7回	7月30日 ○発達障害への対応 ○教員の専門性向上 ○ICTの活用 ○答申中間案の検討
	（9月1日～30日 答申中間案公表，パブリックコメントの募集）	
	第8回	10月24日 ○パブリックコメントの整理・反映 ○答申最終案の検討
	第9回	12月18日 ○答申最終案の検討
		12月25日 ○答申

資料 25 緊急提言

平成26年3月7日

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 殿

宮城県特別支援教育将来構想審議会
会 長 村 上 由 則

県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について(緊急提言)
このことについて、別添のとおり提出します。

(別添)

**県立知的障害特別支援学校に係る
教育環境の整備について
(緊急提言)**

**平成26年3月
宮城県特別支援教育将来構想審議会**

目 次

はじめに

1	県立知的障害特別支援学校の狭隘化等について	1
2	教育環境の整備に向けた提言	
(1)	目指すべき方向性	3
(2)	具体的な方策	3

はじめに

本審議会は平成25年5月に「宮城県障害児教育将来構想(平成17年策定)」に基づくこれまでの取組や課題も踏まえた新たな構想の策定について、県教育委員会から諮問を受けました。

県ではこれまで「県立特別支援学校教育環境整備計画(平成22年策定)」に基づき教育環境の整備を進めてきたものの、県立知的障害特別支援学校においては児童生徒数の増加による狭隘化などが進み、また、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等学園においては、毎年募集定員を大きく超える入学志願者があるなど、早急な対応が求められています。

このような状況に鑑み、本審議会では、県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備を、他の課題に先がけて緊急かつ最優先に推進すべき課題であると判断し、目指すべき方向性と具体的な方策を示した緊急提言を取りまとめることとしたものであります。

県教育委員会においては、本提言を踏まえ、県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消などに向け、速やかに対応することを切に願うものです。

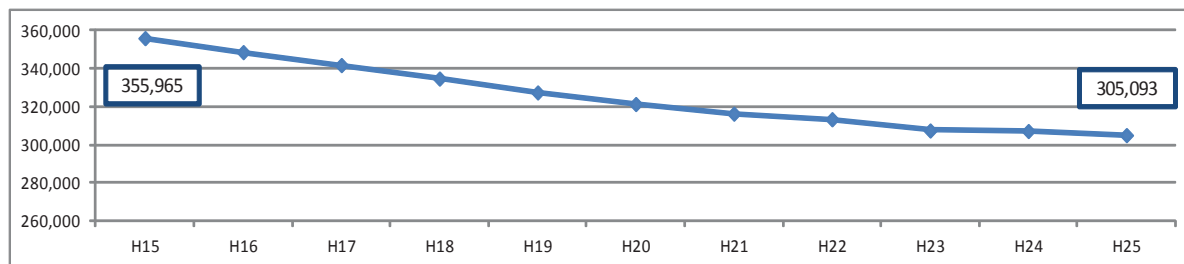
宮城県特別支援教育将来構想審議会 会長 村上 由則

1 県立知的障害特別支援学校の狭隘化等について

- 少子化により幼児児童生徒数が減少する中、特別支援教育についての県民の理解が進んだことなどから、特別支援学校への入学を希望する幼児児童生徒数は増加しています。

増加は知的障害支援学校において際立っており、それ以外の特別支援学校においては、横ばいかやや減少しています。

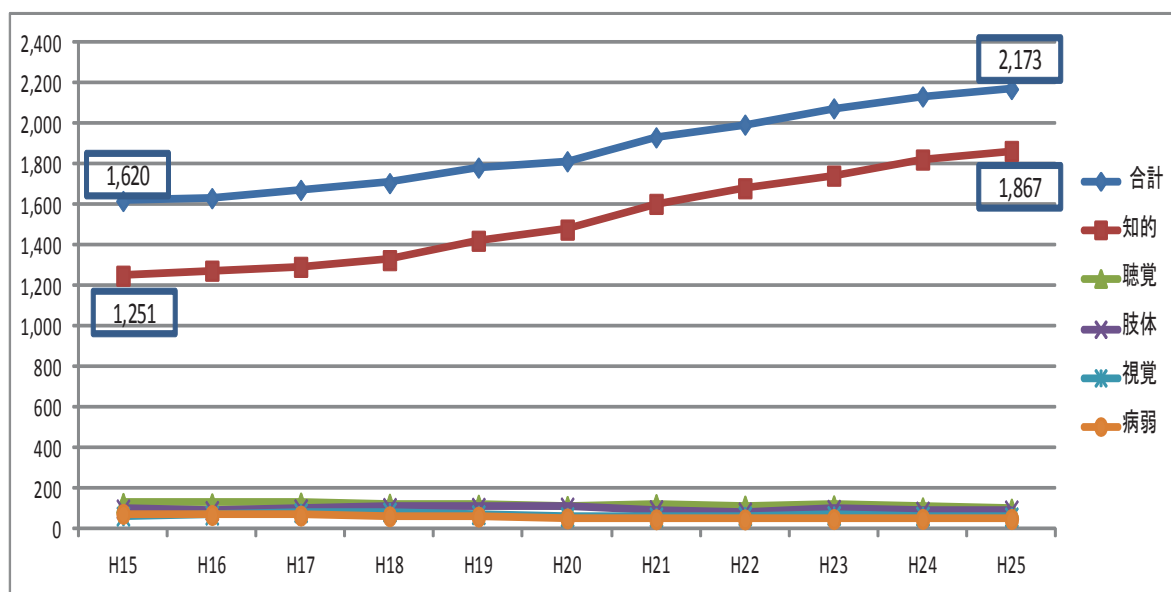
[幼児児童生徒数：県内全校種]



幼児児童生徒数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	355,965	348,628	341,851	334,763	327,470	321,407	316,371	313,447	307,540	307,261	305,093

※幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校，専修学校等の幼児児童生徒数

[幼児児童生徒数：県立特別支援学校]



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	1,620	1,634	1,675	1,708	1,785	1,816	1,934	1,997	2,077	2,136	2,173
知的	1,251	1,276	1,295	1,328	1,424	1,479	1,606	1,683	1,745	1,825	1,867
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50

- 平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は、10年前と比較すると616名、49%増加しており、教室不足を解消するため特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数で見ると、小学部は30学級、中学部は24学級、高等部は54学級それぞれ増加しており、高等部の学級数の増加が顕著です。

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校（光明，名取，利府）の在籍者数はそれぞれ200名を大きく超える状態が続いているため、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等に対応しているものの、作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来しています。

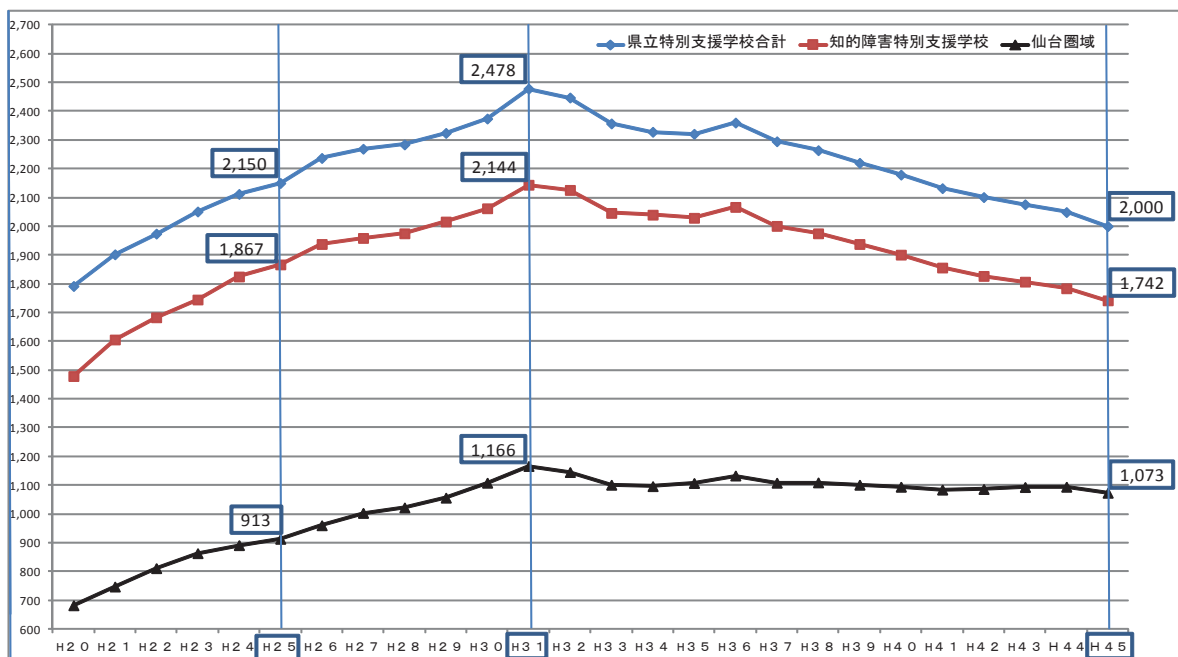
[学部別学級数の推移：県立特別支援学校（知的障害）]

知的障害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増加数
小学部計	114	115	114	123	133	136	139	144	149	143	144	30
中学部計	76	78	75	72	75	75	90	95	99	98	100	24
高等部計	122	127	131	130	136	138	140	151	156	175	176	54
仙台圏域（小学部）	50	53	53	55	58	57	63	64	66	65	70	20
〃（中学部）	41	40	37	35	39	41	45	50	50	49	46	5
〃（高等部）	48	52	57	58	59	56	57	67	72	81	84	36

※増加数はH15とH25の比較

- 県立知的障害特別支援学校の児童生徒数を県全体で見ると、平成31年頃まで増加を続けその後減少に転じると推測されますが、仙台圏域の児童生徒数は横ばい状態が続くことが推測されます。

[児童生徒数の推計：県立特別支援学校（知的障害）]



(H25. 5. 1 現在の児童生徒数を基に推計)

2 教育環境の整備に向けた提言

(1) 目指すべき方向性

県ではこれまで、平成22年に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき教育環境の整備を進めてきたところですが、特に仙台圏域においては今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、同圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化などへの早急な対応が必要です。

また、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等学園についても、毎年入学志願者が募集定員を大きく超える状態が続いていることから、早急な対応が求められます。

さらに、校地が狭隘なため十分な教育活動が困難な学校などにおいては、地域資源を活用し適切な教育活動の展開が図られるよう、関係機関等との連携を更に強化することが望まれます。

(2) 具体的な方策

○ 狭隘化への対応

- ・ 県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設
- ・ 廃校となった小・中学校の校舎や、余裕教室を活用した分校等の設置など、将来の特別支援学校の児童生徒数を的確に把握し、県有財産の活用や小・中学校の統廃合などを見据えた市町村との更なる連携を図ることにより、児童生徒の個別の教育的ニーズに的確に応えるための教育環境を整備することが求められます。

○ 軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実

- ・ 高等学園の新設や収容定員の拡大
- ・ 生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成など、生徒の障害の状態等に応じた適切な進学先を確保するとともに、教育課程の見直しなど進路選択の拡大に向けた取組を進め、進路指導の充実を図ることが求められます。

○ 地域資源の活用による教育力の向上

- ・ 地域の関係機関等と連携した施設・設備の活用（屋外運動施設，プール，図書館等）
- ・ 専門学科を有する高等学校など他の学校と連携した施設・設備の活用など，教育機関同士はもとより関係機関等とのネットワークを構築し，既存施設等の相互利用の積極的な推進を図るとともに，特に高等部生徒の就業に向け，必要な知識・技能を更に向上させることが求められます。

以上のことを踏まえ，県教育委員会においては，より安全・安心な教育環境の整備に向けて具体的な施策に早急に取り組み，あわせて教職員の専門性の向上に向けた取組を推進するなど，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ることを期待します。

第 2 期

県立特別支援学校教育環境整備計画

平成 3 0 年 3 月

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	県立特別支援学校の現状と課題	2
1	狭隘化の現状と課題	
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し	
(3)	軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足	
(4)	教育環境上の問題	
ア	学習指導上の問題	
イ	児童生徒の安全管理上の問題	
ウ	その他	
(5)	これまでの狭隘化対策	
2	障害の多様化	
(1)	小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加	
(2)	医療的ケア対象児童生徒の増加	
3	地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化	
(1)	特別支援学校のセンター的機能の強化	
(2)	校舎等の老朽化対策	
III	整備方針	10
IV	教育環境整備計画	11
1	教育環境整備(ハード面)の諸対策	
取組1	小松島支援学校松陵校の設置	
取組2	西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置	
取組3	名取支援学校名取が丘校(仮称)の設置	
取組4	古川支援学校のプレハブ校舎の増改築	
取組5	校舎等の老朽化対策(視覚支援学校の改築等)	
取組6	特別支援学校の新設(仙台市太白区秋保地区)	
取組7	余裕教室等の活用	
	教育環境整備実施計画(ハード面/年次計画)	
2	教育環境整備(ソフト面)の諸対策	
取組8	学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し	
取組9	医療的ケア実施体制の充実	
取組10	特別支援学校のセンター的機能の強化	
取組11	複数の障害種による併置化、学科の再編	
3	現時点で着手している学校の整備計画	
V	進行管理	18

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

I はじめに

宮城県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、県立特別支援学校の教育環境の整備を進めてきたが、本県の県立特別支援学校に就学する児童生徒数は予想を上回って増加し、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校では、狭隘化の解消に至っていない状況にある。

一方、国においては、平成26年1月、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」(注1)の理念が示された「障害者の権利に関する条約」(注2)を批准するとともに、関連する国内法等の整備を進め、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしており、特別支援教育の一層の充実が求められている。

こうした国内外の動向から、本県においては、平成27年に今後10年間に計画期間とした「宮城県特別支援教育将来構想」(以下、「将来構想」という。)を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」との基本的な考え方のもと、特別支援教育を推進しているところである。

この将来構想では、喫緊の課題の一つとして、県立知的障害特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び高等学園(注3)の新設や収容定員の拡大に向け検討するとしているほか、多様な教育的ニーズへの的確な対応や、特別支援学校のセンター的機能の充実、強化に向けて取り組むとしている。

併せて、視覚支援学校をはじめとする既存の特別支援学校の校舎の老朽化対策も必要な状況となっており、このような状況も含め、「将来構想」で示した平成36年度までの8年間における県立特別支援学校の環境整備について、具体的な取組を本計画により示すものである。

(注1) インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

(注2) 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

(注3) 高等学園

特別支援学校の一つで、軽い知的障害があり、中学校、中等教育学校中学部及び特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、将来の職業的自立を目指し、職業教育に重点を置いた教育を行う。宮城県では高等学園という名称で設置している。

II 県立特別支援学校の現状と課題

1 狭隘化の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

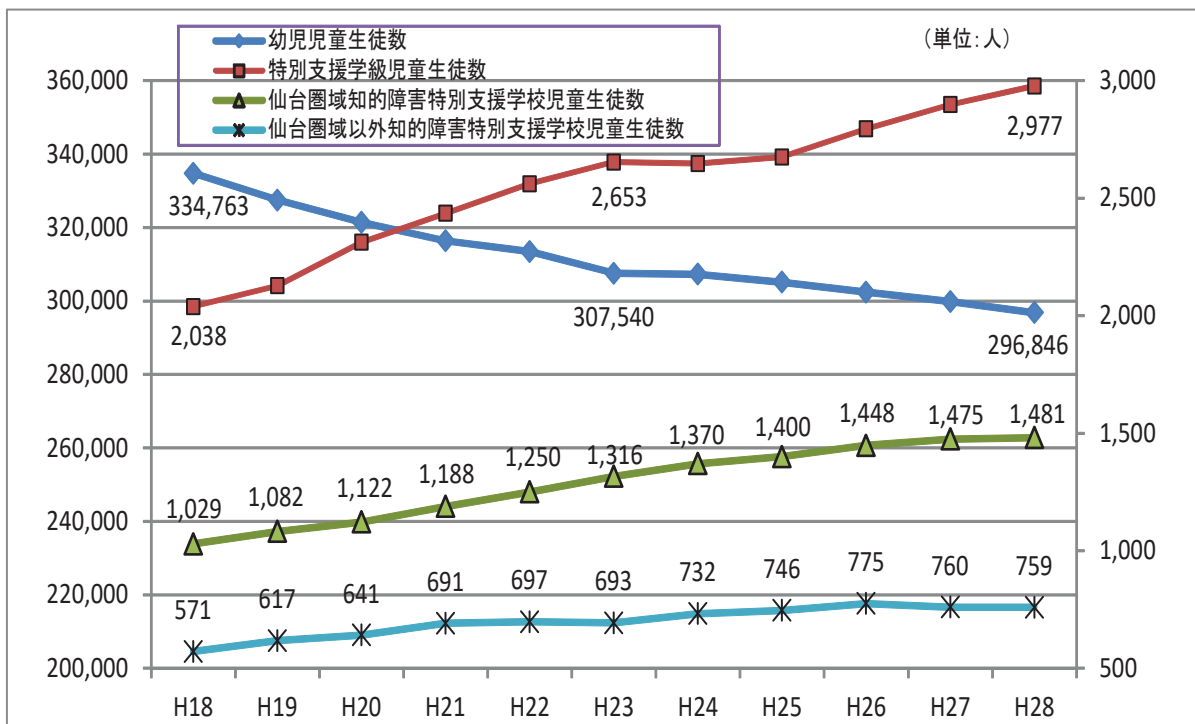
我が国では、1980年代から子どもの数が減少し始め、年少人口(15歳未満人口)は、平成17年の1,759万人から、平成27年度には1,578万人へと、全国的に児童生徒数が減少している。

こうした中、特別支援学校の児童生徒数は、最近10年間で34%増加している状況にあり、本県の特別支援学校の児童生徒数の推移をみても、平成18年度の1,907人から、平成28年度の2,461人へと、10年間で3割増加している。その中でも、知的障害特別支援学校における児童生徒数は、最近10年間で40%増加しており、特に、仙台圏域においては44%の増加となっている。

また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数も急激に増加しており、最近10年間で48%増加している状況である。本県においては、中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校の高等部又は高等学園に進学しており、このことが、特別支援学校の狭隘化が進む大きな要因となっている。(図1)

なお、平成28年度では、特別支援学校中学部・中学校の特別支援学級生徒数が、高等部・高等学園の児童生徒数を221人、仙台圏域だけをみても163人上回っており、今後も高等部・高等学園に入学する生徒が増える傾向にあることが窺える。(表1)

図1 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(注) 数値は、各年度5月1日時点の在籍者数

表1 特別支援学校及び特別支援学級における知的障害児童生徒数の推移

			(単位:人)						(単位:人)		
区分			H18年度	H23年度	H28年度	左のうち仙台圏域	H18年度	H23年度	H28年度		
知的障害	小	特別支援学校	455	560	541	小	特別支援学校	276	363	380	
		特別支援学級	1,182	1,566	1,660		特別支援学級	722	978	1,055	
		小計	1,637	2,126	2,201		小計	998	1,341	1,435	
	中	特別支援学校	312	429	472	中	特別支援学校	199	279	319	
		特別支援学級	599	799	976		特別支援学級	360	470	626	
		小計	911	1,228	1,448		小計	559	749	945	
	高	特別支援学校	660	837	1,002	高	特別支援学校	434	540	652	
		高等学園	173	183	225		高等学園	120	134	130	
		小計	833	1,020	1,227		小計	554	674	782	
計			3,381	4,374	4,876	計			2,111	2,764	3,162
その他の障害	小	特別支援学校	108	99	70	(仙台圏域の特別支援学校) ・光明支援学校 ・利府支援学校、利府支援学校富谷校 ・名取支援学校 ・小松島支援学校 ・山元支援学校 ・岩沼高等学園 ・宮城教育大学附属特別支援学校(国立) ・いずみ高等支援学校(私立) ・鶴谷特別支援学校(仙台市立)					
	中	特別支援学校	94	71	71						
	高	特別支援学校	105	99	80						
	計	307	269	221							
合計			3,688	4,643	5,097						

(注1)小中学校特別支援学級の児童生徒数は、知的障害と自閉症・情緒障害のみの数字
 (注2)その他の障害は、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の4障害を合計したもの。

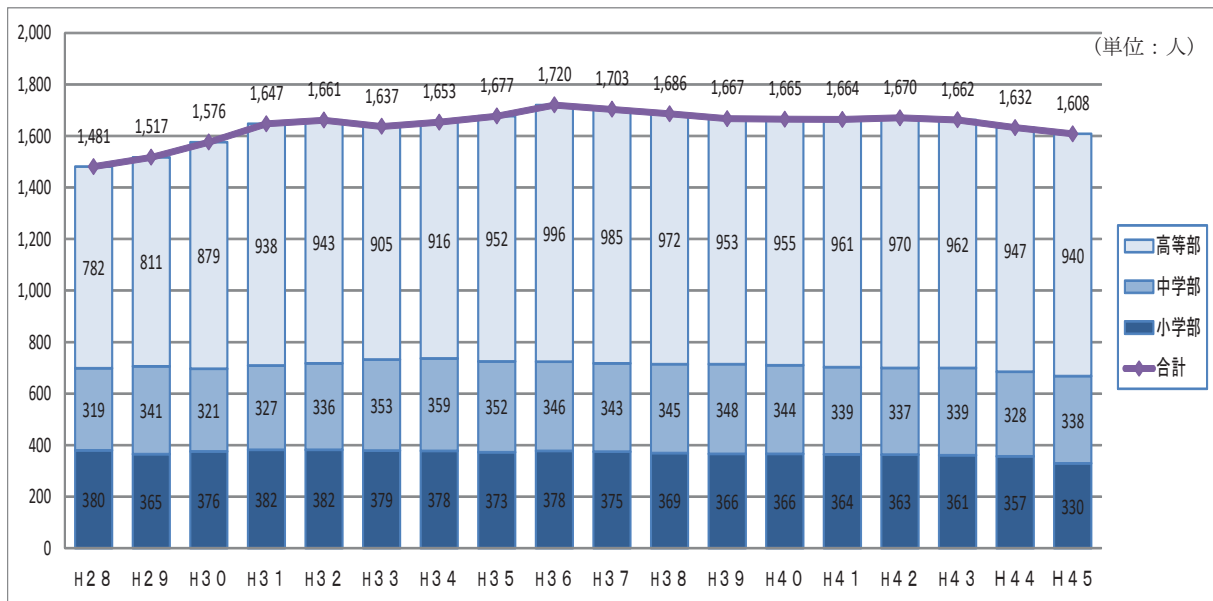
出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し

仙台圏域の知的障害特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒数は、当分の間ほぼ横ばいで推移する見通しである。一方、高等部の生徒数は、平成36年度に996人とピークを迎え、その後もそれほど減少しない見通しである。(図2)

なお、仙台圏域以外は、平成31年度以降、多少、減少する見通しとなっている。(図3)

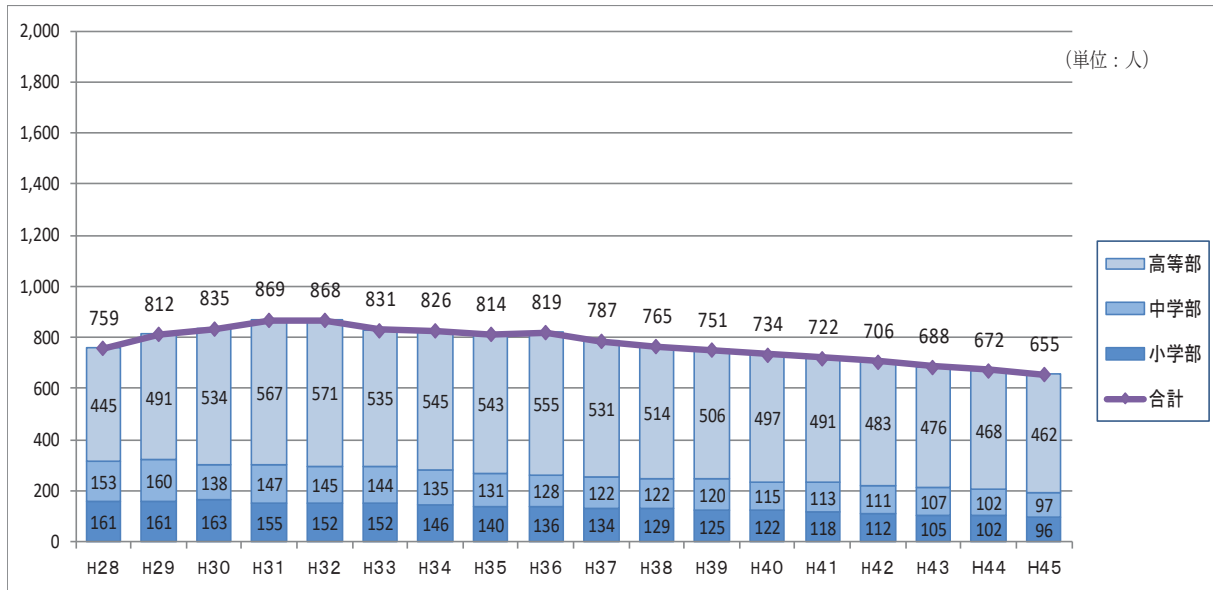
図2 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数(学部別)



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

(注) 高等部には、高等学園の生徒数を含む。

図3 仙台圏域以外の知的障害特別支援学校の児童生徒数(学部別)



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

（注）高等部には、高等学園の生徒数を含む。

（3）軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

近年、急増している軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場として、本県では、昭和63年度に小牛田高等学園を設置・開校させ、以降平成28年度まで2校1分教室を整備してきたが、それでも平成29年度入学者選考において5人に2人の割合で不合格者が出るなど、募集定員に対して出願者数が大きく上回っている状況である。（表2・表3）

今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、それに伴い高等学園への進学希望者の増加が見込まれることから、軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園の整備が喫緊の課題である。

表2 高等学園の整備状況

学校名	定員（1～3学年合計）	備考
小牛田高等学園	48人	昭和63年度開校
岩沼高等学園	120人	平成13年度開校
岩沼高等学園川崎キャンパス	24人	平成28年度開校
女川高等学園	72人	平成28年度開校

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

表3 高等学園の入学出願者数の推移

(単位：人)

年度	募集定員数	出願者数	入学者数	不合格者数	備考
H25	56	106	65	41	定員：小牛田(16) 岩沼(40)
H26	64	112	68	44	定員：小牛田(16) 岩沼(48)
H27	64	87	64	23	定員：小牛田(24) 岩沼(40)
		4	4	0	
H28	96	98	90	8	定員：小牛田(24) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)
		2	2	0	
H29	88	149	89	60	定員：小牛田(16) 岩沼(40) 女川(24) 川崎(8)
		12	4	8	

出所：県教育委員会調べ（H29. 5）

(注) 下段は第二次募集の結果

(4) 教育環境上の問題

ア 学習指導上の問題

- ・特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状況や、それを踏まえた教育的ニーズに応じて、グループ編成を変えることで教育効果の向上を図っているが、教室不足や狭い環境下では、効果的な学習を提供することが困難となっている。
- ・音楽室や図書室、作業学習室等を普通教室に転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限される学校がある。
- ・高等学園に進学できなかった軽い知的障害のある生徒が、知的障害特別支援学校高等部へ進学しており、障害の程度に合わせた学習活動の確保が課題となっている。

イ 児童生徒の安全管理上の問題

- ・自閉症の児童生徒は、密集状況によるストレスから情緒的に不安定な状態になりやすく、情緒不安定になった時には、他の児童生徒から離れ、情緒を落ち着かせるための部屋が必要である。こうした部屋を普通教室に転用したことに伴い、個別対応が困難になっている。
- ・医療的ケアの必要な児童生徒が年々増加しており、定員を超過している教室では、児童生徒同士の接触等による事故が起きないように、細心の注意を払いながら教育活動を行っている。
- ・特別教室を普通教室に転用している教室の中では、採光、換気、室温等の管理に、きめ細かく配慮しながら教育活動を行っている。

ウ その他

- ・児童生徒数の増加により、教員への給食供給ができない学校があり、給食指導が難しくなっている。
- ・相談室や会議室等の確保が難しく、教育相談やPTA活動の業務遂行に当たり、臨機応変な対応が困難となっている。

(5) これまでの狭隘化対策

本県では、障害のある児童生徒の増加対策として、平成23年度から平成29年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により、仙台圏域で80教室、対象学区を全県とする女川高等学園と岩沼高等学園川崎キャンパスを含め、92教室を整備確保したところである。

また、そのほかにも、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に一時転用するなどして、児童生徒の増加対策を講じてきたところである。(表4)

表4 仙台圏域の知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狭隘化対策

年度	対 策 内 容	
H 2 3	①利府支援学校富谷校開校	富谷町立富ヶ丘小学校の一部に、小学部9教室を整備
	②利府支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
	③名取支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
H 2 6	④小松島支援学校開校	小学部・中学部・高等部、計45教室を整備
	⑤光明支援学校小学部増設	旧特別支援教育研修センターを改修し、13教室を整備
H 2 8	⑥女川高等学園開校	高等部9教室を整備
	⑦岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備
H 2 9	⑧利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備



高等学園の新設
(女川高等学園)



小学校の余裕教室を活用した
分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



高等学校の余裕教室を活用し
た分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



旧仙台市立小学校を活用した
分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



高等学園産業技術科の実習室
(流通サービスコース)



高等学園産業技術科の実習室
(福祉コース)

こうした対策を講じても、平成28年度の時点で、仙台圏域の知的障害特別支援学校では、44教室が不足している状況である。(表5)

図2に示したように、仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成28年度と比較して、平成45年度には小学部児童が50人減少するものの、中学部は19人増加し、高等部においては158人の増加が見込まれ、今後さらに15教室(小学部は8教室減、中学部は3教室増、高等部は20教室増)が不足する見込みである。平成28年度の不足教室数44教室と合わせた59教室の確保が大きな課題である。

表5 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足数(平成28年度)

仙台圏域の知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	定員超過教室	特別教室転用	管理諸室転用	仮設校舎	
光明支援学校	4	5	0	0	44
利府支援学校	5	4	0	4	
名取支援学校	10	3	3	4	
小松島支援学校	0	2	0	0	

出所：県教育委員会調べ(H29.5)

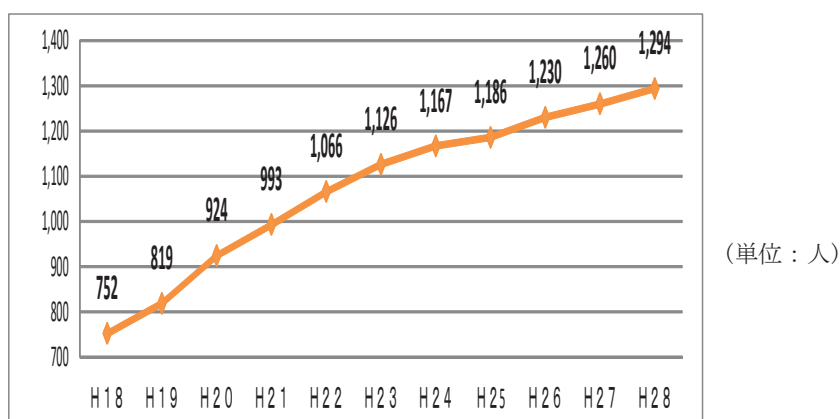
2 障害の多様化

(1) 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加

県内小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数は増加を続け、平成28年度には1,294人となっており、その多くが特別支援学校に進学する傾向にあることから、特別支援学校における自閉症等の生徒の在籍も増加している。(図4)

そのため、自閉症・情緒障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図るため、特別支援学校における指導内容・方法の改善が必要である。

図4 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数



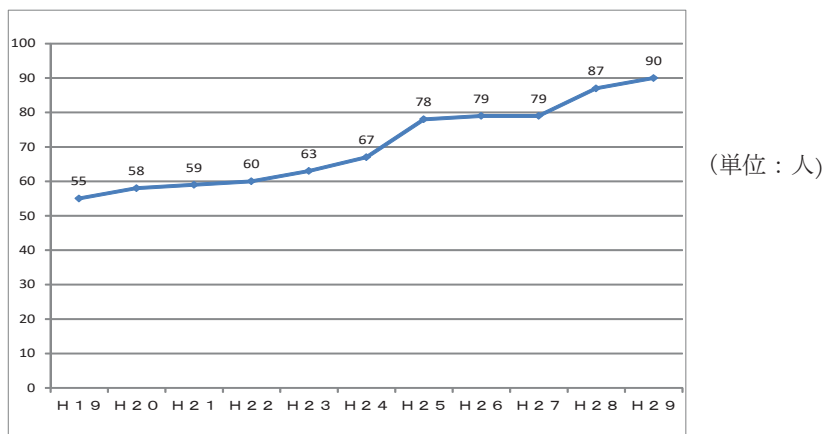
出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加

県立の特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒は増加傾向にあり、平成29年度には90人となり、10年間で64%増加している。(図5)

今後も増加が予想されることから、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な環境の整備をさらに充実させていく必要がある。

図5 県立特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒数



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

3 地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化

(1) 特別支援学校のセンター的機能の強化

県立特別支援学校の平成21年度の来校・電話相談件数は、2,653件であったが、平成28年度は3,704件と増加している。また、平成21年度の訪問相談件数は613件であったが、平成28年度は1,321件と倍増している。(表6)

平成30年度には、高等学校における通級による指導が運用開始となり、さらに相談件数の増加が予想される。今後ますます、特別支援学校がセンター的機能の役割を果たしていけるよう、整備を進める必要がある。

表6 県立特別支援学校の相談件数(平成21年度・平成28年度)

	来校・電話相談件数 (幼・小・中・高・保護者等)	訪問相談件数 (研修会講師含む)	計
平成21年度	2,653件	613件	3,266件
平成28年度	3,704件	1,321件	5,025件

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 校舎等の老朽化対策

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要であり、今後、各学校における教育活動に支障が生じないように、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築、大規模改修などについて、計画的な整備を推進していく。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に現在の校舎が整備され、建築後49年が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、校舎、寄宿舎、屋内運動場等の早急な改築が必要となっている。こうした老朽化した特別支援学校の改築等を順次進め、教育活動の充実に配慮した整備を進めていく必要がある。

Ⅲ 整備方針

- 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した、教育効果を高める教育環境を整備する。
- 2 軽い知的障害のある生徒が今後とも増加することが見込まれる仙台圏域の後期中等教育の整備拡充を図る。
- 3 老朽化した特別支援学校の改築等を推進する。
- 4 既存の施設・設備を有効活用した教育環境の整備を図る。
- 5 地域における特別支援学校のセンター的機能を充実する。
- 6 児童生徒一人一人の障害に応じたより適切な教育環境を確保するため、複数の障害に応じた併置型特別支援学校の設置に向け、教育環境を整備する。

IV 教育環境整備計画

1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

取 組 1
小松島支援学校松陵校の設置
(1) 供用開始年度 : 平成30年度 (2) 設 置 場 所 : 旧仙台市立松陵小学校(仙台市泉区松陵) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模:小・中学部児童生徒 8学級(30~40人程度) (4) そ の 他 : 地域利活用による学校開放を行う。

取 組 2
西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置
(1) 供用開始年度 : 平成30年度 (2) 設 置 場 所 : 西多賀支援学校(仙台市太白区鉤取本町) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模:小・中学部、高等部児童生徒 5学級(15~20人程度) ③病弱の小学部・中学部・高等部に知的障害を併置

取組 3

名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 名取市立不二が丘小学校内（名取市名取が丘）
- (3) 対象等 : ①知的障害児童
②規模 : 小学部児童
5学級(15～20人)

取組 4

古川支援学校のプレハブ校舎の増改築

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 古川支援学校(大崎市古川飯川字熊野)
- (3) 内容 : ①規模 : 2～4学級

取組 5

校舎等の老朽化対策（視覚支援学校の改築等）

- (1) 視覚支援学校の寄宿舎改築の例
 - ①供用開始年度 : 平成32年度(視覚支援学校寄宿舎)
 - ②設置場所 : 視覚支援学校(仙台市青葉区上杉6丁目5-1)
- (2) その他 : 視覚支援学校寄宿舎以外についても、順次計画的に老朽化対策を進めていく。

取組 6

特別支援学校の新設（仙台市太白区秋保地区）

- (1) 供用開始年度 : 平成36年度以降
- (2) 設置場所 : 旧拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の跡地
(仙台市太白区秋保町湯元)
- (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒
②規模 : 36学級(210人程度)
③学部 : 小学部・中学部・高等部(普通科・産業技術科)
- (4) 特徴 : 高等部(産業技術科)については、以下の方向で整備
- ・軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園的機能を持ったものとする。
 - ・地域の地場産業を生かした教育課程
 - ・学校と企業との連携によるデュアルシステムの導入
 - ・寄宿舎を設置

取組 7

余裕教室等の活用

○児童生徒数の減少等を背景とした、県立高校等の余裕教室や空き教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置を検討していく。

教育環境整備実施計画（ハード面／年次計画）

目的	対策	年度	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年以降	
狭 隘 化 対 策	取組1 小松島支援学校松陵校の設置		工事	供用開始							
	取組2 西多賀支援学校に知的障害を併置		工事	供用開始							
	取組3 名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置		設計・工事		供用開始						
	取組4 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築			工事	供用開始						
	取組6 特別支援学校の新設					設計・工事					
	取組7 余裕教室等の活用		検 討（必要に応じて整備）								
	老 朽 化 対 策	取組5 校舎等の老朽化対策	視覚支援 学校寄宿 舎の改築	設計・工事		供用開始					
その他			順次計画的に整備								

2 教育環境整備（ソフト面）の諸対策

取 組 8
学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し
<p>(1) 目的 平成30年度からの学習指導要領改訂に伴い教育課程の見直しを図り、現在及び将来に必要な資質・能力を児童生徒一人一人が確実に育む教育を実現する。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">・一人一人に応じた指導の充実 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図る。・自立と社会参加に向けた教育の充実 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育や進路指導の充実を図る。・学びの連続性を重視 各学部や各段階、幼稚園、小・中・高等学校とのつながりを強化し、学びの連続性を図る。・交流及び共同学習の推進 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

取 組 9
医療的ケア実施体制の充実
<p>(1) 目的 特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">・医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を実施・児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の確保・医療的ケア運営会議の開催・巡回指導医及び巡回指導看護師の指導の下、より安全な医療的ケアを実施するための校内支援体制を整備・県全体の医療的ケア実施体制を把握し、幅広い視野から総括的に指導・助言を行う看護職員を常勤で配置することで、所属校のみならず、県全体の医療的ケア実施体制の整備を図る。・医療、福祉、専門家等との連携、協力を強化

取組 10

特別支援学校のセンター的機能の強化

(1) 目的

小・中、高等学校等で学ぶ、障害のある児童生徒への支援を強化するため、支援を担う特別支援学校の教員の専門性が高まるよう計画的に養成するとともに、特別支援学校の免許を有する教員の採用を進める。

(2) 内容

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修の実施
- ・高等学校教員特別支援教育理解研修会の実施
- ・管理職研修(小・中学校・高等学校、特別支援学校の校長、教頭等)の実施
- ・特別支援教育コーディネーターによる未就学児の就学相談への参加
- ・高等学校における通級による指導の運用に伴い、高等学校支援の強化
- ・福祉、医療、労働等関係機関との連携を強化

(3) その他

- ・本県北部地区を含めた視覚支援学校のセンター的機能の推進

取組 11

複数の障害種による併置化、学科の再編

(1) 目的

知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数は横ばいかやや減少することが推測される。このことを踏まえ、知的障害以外の特別支援学校の有効活用や社会の変化に対応した学科の再編を図る。

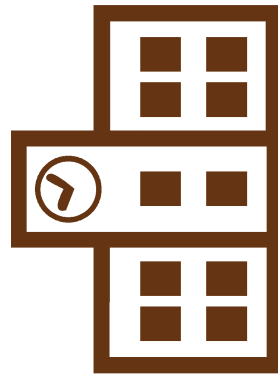
(2) 内容

- ・肢体不自由や病弱等の特別支援学校に知的障害の併置や併設を検討
- ・視覚支援学校、聴覚支援学校の学科の見直しについて検討
- ・知的障害特別支援学校高等部の就労コースの設置を検討

3 現時点で着手している学校の整備計画

<p>①小松島支援学校松陵校の設置 〈小学部〉〈中学部〉</p>	<p>②西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置 〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉</p>	<p>③名取支援学校名取が丘校(仮称)の設置 〈小学部〉</p>
<p>④古川支援学校のプレハブ校舎の増改築</p>	<p>⑤校舎等の老朽化対策 (視覚支援学校の改築等)</p>	<p>⑥特別支援学校の新設 (仙台市太白区秋保地区) 〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉</p>

<p>一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の見直し ○障害の重度化、多様化への対応 ○医療的ケア実施体制の充実 	<p>地域における特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校、高等学校等への支援強化 ○特別支援教育コーディネーターの育成 ○高等学校、管理職を対象とした研修会の実施 ○福祉、医療、労働等の関係機関との連携
--	---



V 進行管理

障害のある児童生徒の教育環境を充実させていくためには、本計画の着実な取組が不可欠である。本計画に記載している検討事項については、P D C Aサイクルを機能させながら、できるだけ早く具体化していくこととし、本計画の計画期間内での実現を目指していく。

また、障害のある児童生徒数の今後の推移や、平成30年度から制度の運用が開始される高等学校における通級による指導の状況等も勘案しながら、必要に応じて見直しを行い、適切に整備を進めることとする。

第2期 県立特別支援学校教育環境整備計画

宮城県教育庁特別支援教育室

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-3714

FAX 022-211-3827

E-mail tokusip@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

平成30年度 宮城県内の特別支援学校一覧

※ は、狭隘化が特に大きな問題になっている仙台圏域の知的障害特別支援学校

No.	種別	学校名	設置学部	住 所	備考
1	視覚障害	県立視覚支援学校	小中高専 (寄宿舎)	仙台市青葉区上杉6-5-1	
2	聴覚障害	県立聴覚支援学校	幼小中高専 (寄宿舎)	仙台市太白区八本松2-7-29	
		同 小牛田校	幼小	遠田郡美里町北浦字船入1	
3	知的障害	県立光明支援学校	小中高	仙台市泉区南中山5-1-1	仙台圏域
4		県立石巻支援学校	小中高	石巻市蛇田字新立野410-1	
5		県立古川支援学校	小中高	大崎市古川飯川字熊野87	
6		県立気仙沼支援学校	小中高	気仙沼市松崎柳沢216-7	
7		県立名取支援学校	小中高	名取市高館吉田字東真坂6-11	仙台圏域
8		県立角田支援学校	小中高	角田市島田字御蔵林24-1	
		同 白石校	小中	白石市南町1-2-79	
9		県立利府支援学校	小中高	宮城郡利府町沢乙字向山26	仙台圏域
		同 富谷校	小	黒川郡富谷町富ヶ丘1-17-37	仙台圏域
		同 塩釜校	小	塩竈市小松崎10-1	仙台圏域
10		県立金成支援学校	小中高	栗原市金成沢辺小崎87-1	
11		県立迫支援学校	小中高	登米市迫町北方字大洞59-10	
12		県立支援学校岩沼高等学園	高 (寄宿舎)	岩沼市北長谷字豊田1-1	仙台圏域
		同 川崎キャンパス	高	柴田郡川崎町前川字北原 2 5	
13		県立支援学校小牛田高等学園	高 (寄宿舎)	遠田郡美里町北浦字船入1	
14		県立小松島支援学校	小中高	仙台市青葉区小松島新堤2-1	仙台圏域
		同 松陵校	小中	仙台市泉区松陵4丁目28-2	仙台圏域
15		県立支援学校女川高等学園	高 (寄宿舎)	女川町浦宿浜字十二神60-3	
16		肢体不自由 病弱	県立拓桃支援学校	小中 (寄宿舎)	仙台市青葉区落合4-3-17-2
17	肢体不自由	県立船岡支援学校	小中高 (寄宿舎)	柴田郡柴田町船岡南2-3-1	
18	知的障害 病弱	県立西多賀支援学校	小中高	仙台市太白区鉤取本町2-11-17	
19	知的障害 病弱	県立山元支援学校	小中高	亶理郡山元町高瀬字合戦原100-2	仙台圏域
20	知的障害	仙台市立鶴谷特別支援学校	小中高	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	仙台圏域
21		宮城教育大学 附属特別支援学校	小中高	仙台市青葉区荒巻字青葉395-2	仙台圏域
22		学校法人明和学園 いずみ高等支援学校	高専 (寄宿舎)	仙台市宮城野区安養寺2-1-1	仙台圏域

行 経 第 1 1 号

平成 3 0 年 5 月 7 日

教 育 長 殿

PPP・PFI 導入調整会議議長

(副 知 事)

PPP・PFI 導入調整会議における検討の省略について (回答)

平成 3 0 年 4 月 2 3 日 付 特 教 第 3 4 号 で 協 議 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て は , 下 記 の と お り で す 。

記

- 1 対象事業 仙台南部地区特別支援学校整備事業
- 2 対 応 PPP・PFI 導入調整会議における検討を省略する。
- 3 理 由 対象事業は、平成 2 9 年 8 月 7 日 に 開 催 し た PPP・PFI 導 入 調 整 会 議 に お い て 従 来 方 式 に よ り 実 施 す る と さ れ た 「 南 部 地 区 職 業 教 育 拠 点 校 整 備 事 業 」 及 び 「 宮 城 第 一 高 等 学 校 校 舎 等 改 築 事 業 」 と 同 種 と 判 断 さ れ る 事 業 で あ り , 宮 城 県 PPP・PFI 手 法 の 優 先 的 検 討 と 導 入 に 関 す る 実 施 要 綱 第 1 4 第 1 項 第 4 号 に 該 当 す る 。

担 当 : 総 務 部 行 政 経 営 推 進 課 行 政 経 営 シ ス テ ム 班 T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 2 3 9 E - m a i l : g y o k e i s s @ p r e f . m i y a g i . l g . j p
--

宮城県環境保全率先実行計画
(第5期)
〈平成28年度～平成32年度〉

平成28年3月
宮城県

3 推進目標等を達成するための具体的な行動

項目	具体的な行動
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。 (対象品目例) 紙類, 印刷物, 文具類, OA機器, 家電製品, 照明, 自動車等 ○ グリーン購入の基本方針に基づき, 環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。 ○ ダストブロワー等のフロンガスを噴射ガスに使用した製品を購入・使用しない。
再生可能エネルギー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施主体となる各事業において, 各種管理施設や敷地内に照明灯を設置する場合は, 太陽光・風力発電等の導入に努める。 ○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は, その規模, 用途などを考慮し, 太陽光発電・太陽熱利用やコージェネレーション等の導入に努めるほか, 既存の庁舎等についても, 設置スペースや使用形態等を考慮し, 大きな導入効果が期待できる場合には, 積極的に導入を図る。 ○ 低燃費車や低公害車等の優先的導入を図る。
業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務(調査, イベント開催, 広報, 施設管理等)を委託する際は, 委託業者に対し, 資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し, 要請する。
県発注工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し, 大気汚染を防止する。 ○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し, 周辺生活環境に配慮した運転方法とする。 ○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し, 騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。 ○ 情報交換システム等の活用により, 建設発生土の公共工事間利用を推進する。 ○ アスファルトコンクリート, コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は, 再資源化を推進する。 ○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の構造については, 環境負荷の低減に配慮し, 断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。 ○ 資材は, 環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。 ○ 施設等を計画・設計する際は, 周辺の自然環境保全や景観に配慮する。 ○ 屋上, 壁面, 外構等の緑化を検討調査し, その採用に努める。

項目	具体的な行動
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の敷地に植栽を施すなど、緑化を推進し、屋上緑化・壁面緑化・外構緑化に努める。 ○ せん定した枝葉は、たい肥化に努める。
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内に常駐する外部機関に対し、県の環境配慮の行動について理解と協力を求める。 ○ 施設利用者へ、利用上の配慮や県の環境配慮の行動について広報する。 ○ トイレ等に使用後の消灯等の省エネルギー行動を呼び掛けるはり紙をし、施設利用者の省エネルギー行動の促進を図る。 ○ 構内駐車場等を利用する来庁者・納入業者・タクシー等に対し、不要なアイドリングの停止を要請する。 ○ イベントや会議等を開催する場合は、開催場所の状況に応じ、参加者に対して公共交通機関利用や駐車場等での不要なアイドリングの停止を要請する。

みやぎ学校安全基本指針（概要版）

永遠に語り伝えたい命のメッセージ

- 「卒業生代表の言葉」「学校長式辞」「震災にあった教諭の講話」「子どもたちの学びを支えた通学支援」等
- 「東日本大震災、その時、幼稚園・学校は」
 - 幼稚園：「卒業式の日」「職員間・地域との連携」
 - 小学校：「日頃からの会話」中学校：「力となった中学生」
 - 高等学校：「避難と重要書類保持の両立」「『命を守る砦』となった保健室」
 - 特別支援学校：「子どもの笑顔を震災後初めてみた」「天国の友達へのメッセージ」

第1章 東日本大震災

I 東日本大震災の記録

- 1 巨大地震の概要 地震名：平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震 ※災害については「東日本大震災」
発生年月日：平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日 14 時 46 分
- 2 被害概要
 - 人的被害 全 県：死者 9,527 人, 行方不明者 1,394 人 (H24.9.19 警察庁緊急災害警備本部)
 - 学校関係：(児童生徒等) 死者 394 人, 行方不明者 36 人 (教職員) 死者 22 人, 行方不明者なし
 - 施設被害 学校関係：1,772 校 1,878 億円

II 平成 23 年度東日本大震災における学校等の対応に関する調査（宮城県分）結果概要

- ① 地震被害など（地震による被害状況と対応及び安全管理・防災教育の実施状況）
 - ② 津波被害など（津波による被害状況と対応）
 - ③ 避難所運営など（避難所運営状況）
- 不測の事態を想定した危機管理体制が未整備の部分もあったことや、津波に対しての日頃の備えが不十分であった等の課題が浮き彫りとなった。

III 調査結果等からの課題と対策

明らかになった課題と対策のポイントや留意点を記載

IV 後世に伝えたい「8つ」の教訓

- 1 安全体制組織は年度更新
防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！
(子どもたちの命を守る積極的な話し合いと役割分担等の確認)
- 2 「ありえない」はありえない① 避難訓練はあらゆる想定で
これまでの避難訓練の見直し！
(津波等あらゆる災害を想定し、授業時間以外も含めた避難訓練の実施)
- 3 「ありえない」はありえない② 避難場所の確保は具体的に複数準備（マニュアルの自校化）
二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！
(これまでの想定にとらわれない安全を確保する避難場所・避難経路)
- 4 自動車・テレビより災害時は自転車・ラジオが便利
状況に応じた安否確認マニュアルの設定！
(停電時を想定した通信手段の検討)
- 5 保護者への引き渡しは安全策とは限らない
保護者と引き渡しルールを事前に確認！
(子どもたちや保護者の命を守る引き渡し方法の確認)
- 6 防災は、知恵をしぼって地域とともに
市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！
(地域に根差した防災体制・備蓄品等の整備と関係部局との役割分担)
- 7 防災は、子どもも大人も日頃の備え（防災意識の一層の内面化）
登下校中及び在宅時の避難対応の指導！
(いつでも、どこでも避難できる場所の設定・確認と家族との約束事の確認)
- 8 「心の寄り添い」をみんなの手で
学校を中心とした専門家による心のケア！
(発災後 2・3 年先を見据えた継続した子どもたちと教職員の心のケア)

第2章 学校安全

I 学校安全

1 学校安全の法的な位置付け

「学校保健安全法」(H21.4)は、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

2 学校安全の構成・構造

学校安全は、「安全教育」と「安全管理」そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

3 三段階の危機管理

日常・災害発生時・災害発生後の危機管理により取組を行う。

4 学校安全の三領域

「災害安全」、「交通安全」、「生活安全」(防犯を含む)の3つの領域に分ける。

II 学校安全担当者

1 防災主任・防災担当主幹教諭の配置と役割

2 学校安全担当教諭等の役割

第3章 安全教育・安全管理・組織活動

I 安全教育

学校における安全教育を通して身に付けさせたい力と心

- 自らの身を守り乗り切る力(自助) ○知識を備え行動する力(自助)
- 地域の安全に貢献する心(共助・公助) ○安全な社会に立て直す力(共助・公助)
- 安全安心な社会づくりに貢献する心(公助)

1 安全教育の目標

2 発達段階における安全教育を通して身に付けさせたい力と心

3 必ず身に付けさせたい事項と内容

(1) 災害安全

1 火災時の安全 必ず身に付けさせたい事項、具体の指導内容と指導時期等の例(抜粋)

(1)火災発生時の対応		指導時期等						主な指導場面		
No	必ず身に付けさせたい事項	具体の指導内容	幼	小			中		高	特支
				低	中	高				
①	火災が発生したときの危険について知る。	1) 平成22年度の火災による全国の死者は1,738人であり、宮城県では33人となっている。				○	◎	◇		行
		2) 火災による死者は午前1時から午前6時までの間に多い。				○	◎	◇		行

(2) 交通安全 (3) 生活安全(防犯を含む)

II 安全管理

1 学校環境の安全管理

学校保健安全法第27条及び学校保健安全法施行規則第28条において、毎学期1回以上は、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行わなければならない。

2 安全管理の対象

(1) 校舎内等 (2) 校舎外等

3 三領域の安全管理

(1) 災害安全 事項と内容の例(抜粋)

事項	内容
学校防災マニュアル作成・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二避難場所、第三避難場所の設定をする。 ・ 地域の特性を考慮する。 ・ 地域と関係機関との連携を図る。

(2) 交通安全 (3) 生活安全(防犯を含む)

Ⅲ 組織活動

学校安全について、常日頃から、地域及び各関係機関・関係団体との連携体制を整備・確認しておくことが重要である。「災害安全」のみならず、「交通安全」「生活安全」の領域においても同様に、学校と家庭、地域関係機関との密接な情報交換・連携が求められる。

- 1 校内の組織体制
- 2 教職員の共通理解と校内研修
- 3 家庭、PTAとの連携
- 4 地域社会や地域関係機関・団体との連携
- 5 地域学校安全委員会等の組織

第4章 学校安全計画

「学校安全計画」の策定手順としては、まず、各学校の学校安全にかかる取組の全体像を表す「全体計画」を策定し、その上で、「全体計画」を受け、安全教育・安全指導の内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な計画として、「年間指導計画」を策定することが望ましい。

I 学校安全計画の策定

Ⅱ 学校安全計画の策定にあたって

- (1) 学校安全全体計画策定手順 (2) 学校安全年間計画策定手順

Ⅲ 学校安全全体計画

Ⅳ 学校安全年間計画の内容

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（知的）高等部別の内容を一覧表に整理

第5章 評価

児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、「学校安全計画」に定められている内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど取組状況について定期的に振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し、見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが求められる。

I 学校安全計画の評価・見直し

Ⅱ 安全教育の評価

安全教育の主な評価項目 **評価票の例（抜粋）**

【安全教育の目標】 災害安全教育・交通安全教育・生活安全教育それぞれで行う。	チェック
安全教育のチェックポイント	
・日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止について理解できたか。	
・現在及び将来に直面する三領域の安全上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。	

Ⅲ 安全管理の評価

Ⅳ 組織活動の評価

組織活動の主な評価項目 **評価票の例（抜粋）**

【組織活動の目標】	チェック
教職員の役割と校内体制のチェックポイント	
・「災害安全」「交通安全」「生活安全」の面から全教職員それぞれの役割を分担しているか。	
・校務分掌、校内規定等において、教職員の役割分担と責任が明確になっているか。	
・学校安全に関する実施計画の策定、安全活動の企画、調整、評価について、チーフとなる教職員を校務分掌の中で明確にしているか。	

第6章 心のケア

I 心のケアとは

危機的出来事などに遭遇したために発生する心身の健康に関する多様な問題を予防すること、あるいはその回復を援助する活動を心のケア（活動）という。心のケアを行うには、人間の心身のメカニズムや回復を援助する方法について正しい知識をもつことや、人間の心を大切にすることが必要である。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 事件・事故災害時における心のケアの意義 | 5 組織的な対策 |
| 2 心のケアと学校の役割 | 6 平常時の心の健康づくり |
| 3 事件・事故災害時における心のケアの基本的理解 | 7 教職員の心の健康管理について |
| 4 事件・事故災害時における心のケアの留意点 | 8 関係機関との連携 |

第7章 学校防災マニュアル作成のポイント

I 学校防災マニュアルとは

学校保健安全法第29条に基づき、各学校においては「危険等発生時対処要領」を策定することとなっている。

この「危険等発生時対処要領」は、各学校においては、「防犯マニュアル」「不審者対応マニュアル」「災害発生時対応マニュアル」等、危険の対象毎に分けられ、整備されることが多い。

本指針では、地震等の災害に対する「危険等発生時対処要領」を「学校防災マニュアル」と呼び、本章において東日本大震災での教訓を踏まえた、その作成のポイントについて示すとともに、別冊資料として「学校防災マニュアル作成ガイド」を作成した。

II 三段階の危機管理

III 作成のポイント

IV 『学校防災マニュアル』チェックリスト例（抜粋）

No	チェック項目	チェック
作成のポイント1 「できるだけ具体的に定めること」		
1	・教職員の動員体制が記載されているか（教職員連絡網を含む）	
2	・校内災害本部組織と各班の業務内容が明確化されているか	
3	・各班の業務内容が具体的に示され、役割分担が示されているか	

資料

- | | |
|----------------|------------------|
| I 学校安全に関する関係法令 | II 学校安全指導資料一覧 |
| III 心のケアに関する取組 | IV 作成経過及び作成協議会委員 |



別冊「学校防災マニュアル作成ガイド」

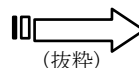
主な特長

1 多様な状況を想定した対応策等を掲載 作成ガイド目次（抜粋）

II-1 大地震後、津波被害が想定される場合の対応と避難誘導	
(1) 在校園時の発生	8
(2) 登下校園時の発生	10
(3) 校園外活動時の発生（学年行事中の発生）	11
(4) 学校施設等活用事業時の発生（放課後子ども教室等）	12
(5) 在宅時の発生（休日・夜間等）	14

2 避難訓練実施計画例の提示

3 避難所の設置・運営にかかる協力（学校園が避難所となる際の対応）の提示



4 緊急連絡カード及び避難確認カードの例の提示

